



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ステイトとネーション(2):近代国民国家と世界経済の政治経済学
Author(s)	佐々木, 隆生
Citation	経済學研究, 47(3), 1-27
Issue Date	1997-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32079
Type	departmental bulletin paper
File Information	47(3)_P1-27.pdf



ステイトとネーション (2)

——近代国民国家と世界経済の政治経済学——

佐々木 隆 生

前号までの目次

はじめに

第I部 リヴァイアサンと市民社会

§1. 国民国家の脱神話化

§2. 国家の歴史的母胎,あるいは旧き市民社会
(以上, 前号)

§3. 国家と社会の分裂,あるいは国家の疎外

旧き市民社会の不安定性

中世ヨーロッパ世界は, フランク王国成立の5世紀やカロリinger朝成立の8世紀にはじまり15世紀のチューダー朝イングランドや16世紀末のブルボン朝フランスの成立を含み, 長く見て10世紀以上にわたる。この世界は, 1世紀に及ぶ時間が「いばら姫」の眠りの時間であったのに象徴されるように変化の乏しい時代であるとも観念されるが, その実, 安定したとは決して言い難い世界であった。不安定とそれに伴う変化は, 一部はこの世界がもつ内的緊張に, 一部はそこに加えられた種々の力によって生じた。その結果として, ステイトとしての国家がルネサンス以後の時代に姿を現してくる。前節で冒した無謀さを繰り返すことになるが, この多くのエピソードを含む, 長期の, 緩急いりまじった変化に富んだ過程を概観してみよう。

何よりもまず, 中世ヨーロッパの統治・支配システムが極めて不安定な構造をもち, 内的緊張にさらされていたことに注目しなければならない。「縛れた網」は, それ自体の中に縛れを直そうとする幾つかの諸力の作用を含んでいた。

第1に, 自由人の自力救済権の上にある社会は, すでに述べたように安定的なものではない。フェーデは, それが限定的戦争である限り種々の影響を社会に及ぼしたが, 時に, それは, 係争状態にある個々の当事者のみでなくジッベ相互の闘争に発展し, 幾年にもわたる同一地域でのフェーデが地方を荒廃させることすら生じた。封臣が領主に従って戦うことが法的に承認されなかったイングランドでは, フェーデ(feud, quarrel)は根絶されなかったが合法的にはならなかった¹⁾。それに対して, ゲルマン社会の伝統から, フェーデが明確に合法的であり, また封臣が主君に従ったとえ王に対してであれ戦うことが合法的とされた大陸では, フェーデは絶えず存在し, 規模も大きく期間も長くなる傾向をもった。11世紀のブルゴーニュの2家の間の闘争は30年間続き, 13世紀末から1335年まで続いたアワン(Awan)とワルー(Warous)両家の闘争はリエージュ地方を破壊したという²⁾。

こうして, 自力救済権の暴力的発動を制限し, 領域内の平和を確保することが, 領民からも領主からも求められることになる。イングランド

1) Maitland(1950 [1908]), pp.161-162 (邦訳, pp.216-217)。イングランドでも裁判決闘は存在したし, フェーデも存在した。だが, 領主の家臣, つまり再授封を受けた自由人でも国王に直接軍事奉仕義務を負っていたことも関係して, フェーデが公法的権利として認知されなかった。つまりフェーデは「私戦(private war)」でしかなかった。このことは, イングランド王権の特殊性, さらにイングランド的な「旧き市民社会」の特殊性をよく現すであろう。

2) Olivier-Martin(1951 [1948]), pp.134-135 (邦訳, pp.205-206)。

では、すでに述べたように、ノルマン・コンクエスト後の強化された王権下でのレーエン制がこれを抑止したが、大陸では、教会や領主・王がフェーデの禁止や制限を試みた。まず、教会が「神の平和」によって非戦闘者を保護し、聖堂、粉挽場など共同体全体にかかわる空間での戦闘を禁じ、「神の休戦」によって日曜日など神聖な日や一定期間の戦闘を禁じようとする。王や領主もこれに続いて、非武装自由人、つまり都市市民や農民のフェーデ権を禁じ、さらに夜襲や放火などを禁じ、王権が介入しうるような罰令を平和令の形式などをもって立法化していった³⁾。それでもフェーデを非合法化することはできなかったし、王権の弱体、不輸入特権、レーエン制や教俗両権の対抗などによって権力の凝集力が低下している場合には大規模な戦闘を阻止することはできなかった。国内平和、領域内平和、城内平和を実現するためには、権力の集中・系列化が必要であった。

第2に、レーエン制は、一方では、王が不輸入特権をもつ伯などの貴族の勢力に対抗するため、また自力救済権が合法的な社会の緊張を解決するために生じたが、他方では権力の重層的配置、凝集力の低下をもたらした。しかも、時代とともに自力救済権を有する自由人の範囲や権能が変化していったとしても、自由人の権力を土台に、王が慣習と人民の意志に規定される国制、つまりミッタイスが人民的国制(Volk-sverfassung)と呼んだシステムが存在し続けた⁴⁾。王がその義務を果たし得ない、もしくは慣

習に違反するような場合には、自由人には反乱権があると観念され⁵⁾、またそれを実行するに相応しい政治力と武装力を有する貴族も形成されていた。王権は弱体となりえたし、また王が人民あるいは貴族から弾劾される場合には反乱が合法化されうる状態にあった。同時にまた、有力貴族が相争う可能性も無論存在した。権力の重層性は権力の安定的組織化を意味しなかったのである。

中世における王は、一般に、神への媒介者であり、王国内の平和の保護者であり、豊かな収穫の保護者であり、軍事における最高指揮者であった。それに基づいて、王は、民会や議会を召集し、その意志に従い、あるいは無視して、罰令(imperium, Bann, ban)などの形式で立法を行い、国王裁判権を行使し、課税を行った⁶⁾。また、王は、封建領主としての自身の所領の他に王に固有の王領を有し、貨幣鑄造権、関税賦課権、河川利用権、鉱山採掘権などの高権(Regalien, prérogative régaliennne, royal prerogatives)を有し、その義務の遂行のための財政的基盤を有した⁷⁾。このような王の義務と権能の観念は中世社会で基本的に生き続けた。しかし、よく見ればわかるように、王の義務を達成しようとするときに、「縛れた網」が問題となる。平和の保護者であろうとすれば、その義務と権能に基づいてフェーデを禁じ、領主、封臣の裁判権や民会のそれを剥奪して一定領域一円

3) *Ibid.*, pp.135-137 (邦訳, pp.206-209). Mitteis (1988[1949]), pp.190-195 (邦訳, pp.283-291), pp.226-228 (邦訳, pp.328-332), pp.300-306 (邦訳, pp.422-431).

4) Mitteis, *op.cit.*, pp.34-33 (邦訳, pp.49-50)を参照されたい。そこで、ミッタイスは「王制もまた人民的国制の一部であり、君主制と共和制の間には何らの対立もなかった。・・・自己の世襲カリスマ王家のそれと並んで主張しようとする貴族達の動きは、のちに深刻な緊張関係を生み出すに至った。王位を獲得せんとする、またしばしば国王に反抗しての貴族の戦いは、現代の始まりに至るまでヨーロッパ諸国の運命を決定してきたのである」と述べている。

5) 王の法的地位や王の廃位、反乱権については, Maitland, *op.cit.*, pp.100-105 (邦訳, pp.134-141)を参照されたい。また, I-§2の脚注40で参照したマルク・ブロックの叙述も見られたい。

6) 王の責務と権限については, Maitland, *op.cit.*, pp.54-105 (邦訳, pp.75-141), Olivier-Martin, *op.cit.*, pp.38-44 (邦訳, pp.61-69), pp.202-239 (邦訳, pp.309-362), Mitteis, *op.cit.*, pp.34-36 (邦訳, pp.49-50), pp.63-70 (邦訳, pp.98-107), pp.144-154 (邦訳, pp.225-238)などを参照されたい。

7) 注意しなければならないのは、一般課税権が王権に属さなかったことである。これは、脚注6の参照で明らかとなる。貨幣高権などは、あくまで高権であって、主権(sovereignty)に属するものではなかった。そもそも主権という観念が存在しなかったのである。

の裁判権を集中してゆく必要が生じる。あるいは、封臣を組織化して網の繻れをなおさなければならない。もし、王の権威が低下しているとすれば、大領主に抗して回復しなければならない。あるいは、誰かが王に代わって権力を確立しなければならない。こうして、中世政治は、安定した統治・支配システムを創出するための諸勢力の絶えない闘争を抱え込むこととなった。

第3に、領域一円の支配権の確立と権力の集中・系列化が相伴う、このことが上から明らかであろうが、中世ヨーロッパ社会における領域 (territorium, territory) とは、幾つかの意味で、はなはだ不確実なものであった。そもそも統治・支配システムは領域の上になく、人的結合を基礎としていた。「人的結合国家 (Personverbandstaat)」という表現は、ステイトとしての国家を規定に含むところから「旧き市民社会」を描くには些か問題があるが、領域国家との対照で当時の国制を理解するには便利であろう⁸⁾。また、所有権の重層性の存在や共有地の存在から境界というものが線を引くように明確に存在したわけではなかった。そして、最後に、ローマ帝国継承を除けば明確な領域支配の正統性を欠いていた。したがって、属人主義に基づく疑似血統共同体に領域支配の正統性を求める方法、つまり「フランク人の国」などを強調する傾向が代わって存在したが⁹⁾、それはなお困

難であった。カロリinger朝の成立時に、かつてのゲルマン的な属人主義的統治・支配システムに代わって、諸部族を包括する一種の領域的統治・支配システムが現れたが、人的結合自体は些かも揺らぐものではなかった。その後、ルイIが帝国を三人の子に分封し、それが基で帝国がヴェルダン条約以来分かれたことによって、またそもそも多様な疑似血統共同体である諸部族をその中に抱え込み、その上ノルマン人マジャール人の侵入や諸部族の植民、移住が繰り返されたことによって、属人主義とつながった領域支配の正統性は容易に確立されなかった。諸王国の対抗がヨーロッパの中に宿命的に組み込まれたのである。多分、このように領域支配の正統性に問題が存在したこともまた、臣従関係を軸とする人的結合が統治・支配システムを支えることをもたらしたのであろう。だが、人的結合は同時に権力の複雑な重層的配置をつくりだしたのであった。

なお、人的結合に関して言えば、封や領域支配権が世襲財産となり、その結果、結婚や相続によって領主が変わるという事態が存在したことを忘れてはならない。アキテーヌの領主である前フランス王妃がアンジュー伯でもあったイングランド王と再婚して形成された英仏にまたがるアンジュー帝国や、神聖ローマ帝国とスペインを含むハプスブルク帝国の形成は、人的結合による領域支配の変転をよく現している。このように人的結合の変化によって容易に領域支配者が変更されるという事態は、領域支配自体を極めて不安定にする。そもそも、領域支配権の移転・譲渡は領域支配の安定に反するが、加えて、相続に関連した領域支配をめぐる闘争が容易に惹起されうるからである。

こうして、人的結合によって支配を正統化しようとする試みは、有利な契約関係を求める力

8) Mitteis, *op. cit.*, p.32(邦訳, p.44). なお、ドイツの中世史研究から、人的結合国家と領域国家の相違を国家形成にとって決定的なものと認識し、日本での国家研究に問題を早くから投げかけたのは、増田四郎(1974) pp.378-385である。それは、ドイツの当時の研究を反映して、未だステイトとしての国家と「旧き市民社会」との区別をしていないが、領域支配原理の確立を「近代国家の最も初歩的な粗型」として位置づけている点からして、またそれが法制史とは別の歴史研究から生み出された点で貴重なものである。

9) 法の属人主義については、Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.14-15(邦訳, pp.23-25), また初期王権の属人主義については、*ibid.*, pp.38-42(邦訳, pp.61-66)などを参照されたい。なお、法の属人主義が後退していっ

ても王国が人的結合を基盤とすることは、ハプスブルグ帝国の形成に見られるようにステイトの誕生まで残ったし、法が団体主義に基づいて分裂したことも忘れてはならない (I-2, 脚注34を参照)。

の作用を利用した諸侯間の闘争や相続などに関係した領域支配への請求権をめぐる闘争を生み出す。しかも、闘争の舞台が「振れて縫れた網」の中にある限り、それは種々の形で教権と俗権の、また教皇権と王権、皇帝権と領邦権力の間の闘争を伴うことになった。振れて束ねられた縫れた網は、領域支配とそこでの権力の集中・系列化を求める絶え間ない闘争を自身の中から生み出したのである。イングランドとフランスでは王が、ドイツでは帝国等族である諸侯が、イタリアでは都市と諸侯が、自己の支配領域で権力を集中もしくは系列化していったのは、長い闘争の末のルネサンス以後であった。

中世盛期の経済的衝撃

以上に見たような中世社会の統治・支配システム自体の内的な緊張関係に加えて、種々の諸力が歴史に登場し、内的緊張関係は敏感にせよ鈍感にせよ、それらの諸力が加えた圧力に反応した。イスラム圏との対抗、蒙古の侵入など非ラテン的ヨーロッパ世界との衝突、マジャール人やノルマン侵入などヨーロッパ世界内の変動、ペストの流行、ローマ法の継受やスコラ学から始まる古典古代世界への接近などの文化的変動、農業生産力の発展や貨幣経済の展開などの経済的変化、海上交易の復活と拡大、軍事技術や戦争の変容など、そのリストをあげればきりが無いであろう。そうした諸力があってはじめてルネサンス以後に領域的主権国家の原型が生まれてきたのである。

そのような諸力が大きく中世社会に作用しはじめたのは、非ヨーロッパ世界の脅威からヨーロッパが解放された10世紀末以後、13世紀にかけてであった。なかでも、経済的条件の変化は中世社会システムの原型ともいべきカロリンガー期社会の枠組みを根底から崩す諸契機を内包していた。

10世紀末になってヨーロッパが、外からの圧力からのがれうようになったことと自体、非常に重い意味をもっている。ピレンヌによ

てはじめられたヨーロッパ中世社会の説明を回顧すれば、それは明らかである¹⁰⁾。イスラム圏によって包囲され、土地が生計の唯一の源泉となってしまったヨーロッパは、ヴェネチアが10世紀末にアドリア海東岸に覇権を確立し、ついで11世紀はじめにサルディニアを獲得し、十字軍の時代には地中海の制海権を手中にした。そして、「海上商業の復活は、最初から内陸への急速なる浸潤を伴った。ただ農業が、その生産物に対する需要によって刺激され、またいまやその組織を一変せんとする交換経済に入ってしまったばかりでなく、新しい輸出工業が発生した」¹¹⁾のである。商業の復活、それに伴う商品交換の大規模な開始は、そもそも農業経済に立脚したゲルマン的な封建制の前提に抵触せざるをえなかった。

商業の復活は、海上交易の復活によってのみ導かれたわけではない。確かに、海上交易の復活は、ヨーロッパ全域を国際分業の中に放り込み、未だ重商主義的保護を知らなかったヨーロッパに効率的生産をもたらしたが、基本的生産力の上昇がなければ効率的生産といえども経済発展を導きうるものとはならないからである¹²⁾。この点で、注目しなければならないのは、三圃制農業の普及と人口増大である¹³⁾。ヨーロッパ農業をあまりに単色で塗りつぶすことはもちろんできないが、カロリンガー期から既に一部の地域で採用されていた三圃制農業の普及は、有床犁などの農機具の開発とあいまって農業生産力、殊に穀物生産力を二圃制農業に比して約30

10) Pirenne(1963 [1933])。

11) Pirenne, *op. cit.*, p.28 (邦訳, p.42)。

12) 比較生産費原理に見られる効率の上昇は1回限りしか有効でない。したがって、基本的経済発展は基本的にその経済内部の生産力の上昇に基づくのであり、それは比較生産費原理とは別の国際貿易の利益を誘導する。この点に関しては、Pasinetti(1981), pp.245-276(邦訳, pp.289-326), *do.*, (1993), pp.148-176を参照されたい。

13) ピレンヌの問題提起に応えつつ、農業生産力と人口増加に注目して中世農業社会の転換をよく描いたのは、周知のように、増田四郎(1974)である。

%押し上げた¹⁴⁾。その結果、余剰生産能力が、特産物生産可能性の拡大と併せて貨幣経済を呼び、領地経営から見ても賦役労働や封建賦課金に依存しない支配が効率的となった。

農業生産力の上昇は、当然のことながら人口増大をもたらした。ヨーロッパの人口は、西・中部ヨーロッパ地域では11世紀はじめから1340年に1,200万人から3,500万人余に約3倍増加した¹⁵⁾。この人口増大は、ヨーロッパに多くの農地開発、植民をもたらしたが、そうした新しい経済領域の形成は、入植農民の自由農民化を伴ったし、また過去の領主的支配からの部分的解放を伴った。そして、特に無主地である森林が開発されて植民が進んだ場合には、レーエン制と関係をもたない土地所有、自由地所有が生じた。こうして、特に西・中部ヨーロッパ農村部では、賦役労働隷農の自由農への転化、賦役荘園の解体、地代の金納化が生じた¹⁶⁾。

農村部での変化と商業の復活は、著しく都市に影響を与え、それはまた農村部の貨幣経済を刺激した。ヨーロッパの都市は、12世紀から13世紀にかけて飛躍的に創設された。海上交易から離れた中部ヨーロッパでさえ、13世紀には飛躍的に都市建設が行われた¹⁷⁾。中部ヨーロッパでの都市の増加は、それが地中海から隔たった地域で生じたことから、農村部での変化と関係していることを指示する。イタリア都市を中心とする地中海交易圏、ハンザなど北欧交易圏は、こうして、内陸部諸都市とそれらをつなぐ大市など関係をもち、中世ヨーロッパ「世界

経済 (économie-monde, Weltwirtschaft)」を創りだしていった¹⁸⁾。そうした世界経済は、もとより市場社会の普遍性に基づくものともいえるが¹⁹⁾、同時に中世盛期の商業がいかに通過税などに悩まされたにしても、ピレンヌが言うように、政治的障壁からくる保護主義的圧力からのがれていたことにも注意する必要がある²⁰⁾。こうして、中世ヨーロッパの世界経済は拡大し、商業路を結節する都市の拡大は、都市人口増加を伴い、都市人口は14世紀には北フランス、フランドルなどの地域では地域総人口の30%に達し、ドイツでも中世盛期に総人口の10%に及んだと推計されている²¹⁾。そして、都市と農村の交流と都市人口拡大は、隷農の都市への流入をひきおこした。周知のように、農奴であっても都市に身を隠して1年と1日居れば、領主の取り戻し訴訟は不可能となり、市民身分を獲得できたからである。このため、土地領主は、農村部での生産力を維持し、自己の収入を図る上でも農奴、隷農を解放した。

このような経済的变化は、レーエン制、賦役制、それに関係した土地所有制にひびをもたらし、また、このような経済的变化に対応して封の性格も変化していった。封は世襲化された後には家産化され、次には売却譲渡の対象となっていく²²⁾。公法と私法の一体性を封建法の解釈で補う努力の限界がやがてやってくる。つまり、私法的な、ローマ法的な解釈が次第に生成してくるのである²³⁾。このような諸要因の働

14) Rösener(1994), p.56(邦訳, p.86)。レーゼナーの叙述は、これまでの農業史研究ばかりでなく、中世史研究一般にも目配りがゆきとどいたものであると同時に、ピレンヌと同様にヨーロッパ全域を包括的に対象としている労作であるように思われる。

15) *Ibid.*, pp.48-49(邦訳, pp.77-78)。

16) *Ibid.*, pp.49-53(邦訳, pp.78-84), pp.56-64(邦訳, pp.88-96), Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.253-256(邦訳, pp.380-386), Mitteis, *op. cit.*, pp.201-205(邦訳, pp.298-303), pp.212-214(邦訳, pp.311-314), Pirenne, *op. cit.* pp.56-71(邦訳, pp.84-106)。

17) Braudel(1979-3), pp.74-77(邦訳, pp.110-115)。

18) Braudel, *op. cit.*, pp.74-79(邦訳, pp.110-118)。

19) 市場社会が世界経済成立の契機を内包することについては、本論の「はじめに」(前号掲載)p.106および脚注4を参照されたい。

20) Pirenne, *op. cit.*, p.76(邦訳, p.113)。

21) 増田(1974), p.372。また Pounds(1973), pp.252-275, pp.343-365を参照されたい。

22) I-§2, p.121および脚注53, 54を参照されたい。

23) ローマ法の継受は、政治経済を含む中世社会総体のもつ緊張の中でなされた。ローマ法は当初は教皇権に対する皇帝権の擁護のために導入され、ローマ教会はこれに激しく対抗したが、世盛期以後慣習の衰え、慣習の覆いきれない領域の発生、ステイトとしての国家や商業社会の形成とともに、ラテンのキリ

きの結果、イングランドのコピー・ホルダーや
 ヨーマンリーの形成、イタリアでの分益小作制
 の展開、中東ヨーロッパ地域での農場領主制な
 ど、形態は異なるが土地の事実上の私有化に基
 礎を置く土地所有関係が生まれていった。勿論、
 私法的領域が生まれてきたと言っても、排他的
 私的所有権の観念は容易には形成されなかった
 し、こうした動きも直ちに近代的な排他的私的
 土地所有を生み出したわけではない。私有化は
 共有地にまで及ぶものではなく、三圃制は、集
 村形成、耕地強制などを不可避的に伴い、むし
 ろ共有地を含む村落共同体の確立をもたらした。
 しかし、土地法と公法の融合、公的領域と私
 的領域の一体には根本からひびが入り、それ
 に伴って重層的所有と深く関連した権力の重層
 性にも新しい局面が生じた。土地領主の権力の
 後退と城砦領主や王、都市による裁判権の系列
 化や一円支配が生まれてくるのである。

戦争の変貌がもたらした衝撃

経済の変化とともに、重視しなければならないのは、戦争と軍事機構の変容である。騎兵の登場がいったんゲルマン社会を再編したことはすでに述べたが、軍役奉仕義務を中軸とした統治・支配システムが採用された中世にあっては、しかも権力の集中・系列化と領域支配の正統性を求めて戦争が絶え間ない中世にあっては、戦争と軍事機構の変化は直接的に統治・支配システムの変化につながった。軍事機構の在り方は、二重の意味で、「旧き市民社会」の変容に根本で関わらざるをえなかったと言えよう。

スト教世界全体で包括的に継受されるにいった。商品経済の形成とともに、ローマ法が意味をもってきたことについては、たとえばOlivier-Martinが、14世紀以後、「今日好んで取引法(droit des affaires)と称せられる契約および債務の領域の殆ど総て」について慣習よりもローマ法が優先し、その結果取引関係に関する統一性が生じたこと、またこれに対して財産および人の状態、相続、夫婦財産法、親族取戻に関する諸問題が純粋に慣習的なものと考えられたことを指摘しているのは興味深い (Olivier-Martin *op. cit.*, pp.427-428, 邦訳, p.629)。

中世はフェーデを含めて絶え間ない戦争の時代であったが、軍役奉仕義務を有する騎士を中心に軍備が整えられて戦争が行われたのは前期に属する。10世紀末から始まる変動の時代には、同時に戦争も変わっていった。第1に、騎士封を単位として軍備を整える制度は、ヨーロッパが農業に傾斜せざるをえなくなり、かつまたレーエン制などの人的結合が強固な基盤をもっていた中世前期に有効な制度であった²⁴⁾。貨幣経済の発展はこの制度の基盤を掘り崩す。これと並んで、相続などによる騎士封の分割は、軍役奉仕義務の遂行が困難な騎士を生みだし、封の売却が生じる。長子相続によって、騎士封が維持された場合にも、今度は封をもたない騎士の維持問題が生じる。一方では、兵も装備も貨幣によって調達しうようになり、他方では、これまでの軍役奉仕義務に基づく土地領主などの動員は、土地領主制の解体や定額地代価値の低下によって困難になる。また、人的軍事奉仕に代えて軍役免除金を支払う傾向が、特に戦闘が長期化したり、外征の時には生じるようになる。伝統的な封建上納金、相続料などに加えてスキュテイジと呼ばれる軍役免除金が1159年にイングランドのヘンリーIIによって導入されたが、これは封建軍隊の衰微の始まりを現している²⁵⁾。騎士封も、それに対応して、「1騎士封」という直接的な計算方法によってではなく、例えば「5ハイド」といった土地の広さによって計算されるようになり、さらに貨幣金額によって表現さ

24) Howard(1976)p.2(邦訳, p.13). 自由人が騎士として騎馬、馬具、武器、従士などを準備するには、相当の財産が必要であり、これがカロリング期ゲルマン社会に兵農分離を引き起こした。カール大帝は、自由人が1頭の騎馬と馬具を用意する最低財産を4フーフエ(mansus, Hufe, manse, hide), 約40ヘクタールに決めた。そして、農民フーフエは3フーフエ以下とされた。これらについては, Olivier-Martin, *op. cit.*, p.53(邦訳, pp.82-83), Mitteis, *op. cit.*, p.84(邦訳, pp.130-131), pp.108-109(邦訳, pp.171-173), Rösener, *op. cit.*, pp.36-39(邦訳, pp.61-65)などを参照されたい。

25) Maitland, *op. cit.*, p.13(邦訳, p.19)

れるようになっていった²⁶⁾。この延長上の長い歴史を経て、恒常的なあるいは臨時的な税の導入が軍隊を維持するようになるのである。

第2に、騎士封に基づく動員は、前にも述べたように1年に40日というように限定されていた²⁷⁾。また、この軍役奉仕義務の範囲をめぐる対立的な解釈の余地が存在した。つまり、イングランドのバロンがノルマンディで奉仕する義務があるのか、といった問題が存在した。イングランドの王がノルマンディー公であっても、イングランドの騎士はノルマンディー公の封臣ではなかったからである²⁸⁾。人的結合に基づく支配は領域支配をめぐる闘争を制約する性格をもちかねなかった。封建軍隊のもつこのような欠点を補うために、王は、自由人に対する古来からの出陣令を生かそうとした。例えば、エドワードIは、1285年にウインチェスター法を成立させ、15歳から60歳までの自由人に恒常的武装を命じ、必要に応じて動員しうるように試みた²⁹⁾。だが、こうした試みは、すでに封建軍隊の基礎的社会条件が崩壊された状態では困難にぶつからざるをえない。まして、外征時の自由人徴集は難しかった。ヨーロッパ内において長期の戦争が戦われるようになった時に、この限界は志願兵制度や傭兵制度によって克服されざるをえなかった。100年戦争はイングランドとフランスの国民的覚醒をもたらした戦争と言われるが、戦争を担ったのは傭兵であった。当の戦場となったフランスで、フランス王のために戦ったのは、ドイツ人、リエージュ人、アラゴン人、ブルターニュ人等々であった³⁰⁾。ただし、傭兵の動員は緩慢であり、動員解除後の傭兵は武力による略奪などを行って生活し、領域を荒廃させかねなかった³¹⁾。これに対応して、年金など

の金銭的な封や給料によって養われる志願兵が求められるようになる³²⁾。つまり、職業的軍人が誕生したのである。常備軍の導入の準備は、こうして整えられていった。イングランドではチューダー朝でも課税の困難などで常備軍の導入はできなかったが、フランスでは15世紀半ばには常備軍が登場した。騎士を中心とした封建軍制は、将校などを中心とする軍隊の精神的な、あるいは文化的な側面や、軍隊内の身分制には長く影響を与えたが、次第に姿を消していったのである。

第3に、軍役免除金などを原資に集められた志願兵や傭兵にしても、戦闘の変化とともに騎兵に依存するものから歩兵、砲兵を含むものに、さらに歩・騎・砲の3兵種を有機的に組織化したものになっていった。外敵の侵入に対して機動的に軍隊を移動させ、また戦闘するためにカロリング朝に生まれた騎士団、特にその後様式化された重装騎士は、スコットランドやウェールズの森に潜む土着軍と戦うのには有効ではなかった。長弓(long-bow)をもった歩兵が騎士と共同して戦う必要があった。100年戦争中のクレシーの戦いでは、騎馬から降りた騎士と長弓をもった歩兵を擁するエドワードIIIの軍隊が圧倒的に優勢なフランス騎士団を打ち破った³³⁾。歩兵の武器は、さらに槍(pike,spear)や矛槍(halberd)を加えた。スイス傭兵やドイツ傭兵(Landsknechts)の主な武器はそうしたものであった。やがて15世紀末には、一方で歩兵は火縄銃(arquebus)、マスケット銃で武装するようになり、他方で弩(cross-bow)やカタパルトに代わって砲兵に大砲が装備され、シャルルVIIIが1494年にイタリアに侵入した際には、歩兵、騎兵、砲兵の3兵種が整って互いに連携する戦闘が行われるようになっていた³⁴⁾。軍事革命が生じ、近代的戦争の原型が生れたのである。

26) *Ibid.*, pp.157-158(邦訳, pp.210-212).

27) I-§2, pp.117-118および脚注39を参照されたい。

28) Maitland, *op. cit.*, p.275(邦訳, p.365).

29) *Ibid.*, pp.276-278(邦訳, pp.366-369).

30) Olivier-Martin, *op. cit.*, p.504(邦訳, p.762).

31) *Ibid.*, p.504-505(邦訳, pp.762-763), Howard, *op.*

cit., pp.16-19(邦訳, pp.33-37).

32) *Ibid.*, pp.504-505(邦訳, pp.762-763).

33) Howard, *op. cit.*, pp.11-12(邦訳, pp.25-28).

34) *Ibid.*, p.19, p.20(邦訳, p.37, p.38).

第4に、中世前期の閉鎖状態から解放されて海洋交易回路が富の蓄積にとって重要となり、さらにまた非ヨーロッパ世界にヨーロッパが接近していったときに、制海権が意味をもつようになり、海軍が生まれていったことにも注目しなければならない。外洋海軍の戦備は、レーエン制で調達しうる性格のものではなかった。それは、武装商船の発展を基礎に、長期にわたって艦上での生活を送ることのできる将校、水兵、漕手などを徴集するシステムをもち、また大規模な艦隊建造と艦隊保全、そのための技術や設備の集積を可能とするような社会ではじめて可能となるものであった³⁵⁾。たとえば、12世紀に早くも共和国財政で兵器廠を確立したようなヴェネチアのような国で可能となるものであり、フランス王も14世紀のヴァロア朝以前には海軍力そのものをもつことはなく、ヴェネチア、ジェノヴァなどの海軍力に依存したのである。

このような変化は、技術的にのみ引き起こされたものではない。まず何より生産力の上昇と貨幣経済の発展に基づく武装力の調達可能性の増大に依存していた。その意味で、戦争の変容は、経済的変容に深く関連していた。さらに、同じように経済的変容に関連して、戦争の変容は、王が軍役奉仕義務に替えたスキュティジなどの課税や関税などの経済高権の行使などにより支えられた。すでに戦争は王固有の領地と王の封建領主としての領地からの収入や伝統的な封建的上納金・賦課金などではまかない得ないものとなっていったからである。戦争は高くついた。15世紀の西ヨーロッパの戦費は国民所得の5から15%の間で変動したとされるが、それは当時の生産力を考えれば途方もない圧力を軍事財政にもたらしたであろう³⁶⁾。事実、それ故に、新しい租税とともに公債が現れ、13世紀に

それは普及していった³⁷⁾。騎士の動員力やその手腕よりも、「金が戦争を支配する (pecunia nervus belli)」, 「金がなければスイス人 (傭兵) はいない (pas d'argent, pas de Suisses)」と言われるようになったのである³⁸⁾。つまり、豊かな富をもつ社会から、封建的収入ではなく租税の形式で富を吸い上げ、武器、弾薬、艦船などの装備と種々の兵種の将校、兵士を財政によって集中的に調達することが、機動的な軍事的動員や軍隊の平穩な解除を可能にしたのであった。

国家の原型としての都市国家

中世盛期と呼ばれる時代から始まった経済的な、及び政治的変化は、「旧き市民社会」に代わる統治・支配システムをもたらしただけにはいなかった。つまり、裁判権、立法権、軍事組織を集中・系列化し、私的所有に結びついた私人としての市民の上にそびえる統治・支配システムが次第に誕生していったのである。

この新しい、後に人々がステイトと呼ぶようになった統治・支配システムの原型は、自治都市、特にイタリアの都市によって生み出された³⁹⁾。ステイトとしての国家論をはじめて世に問うたのがフィレンツェのマキアヴェリであったことは決して偶然ではないのである。都市は、経済的、軍事的、政治的、宗教的な種々の理由によって設立され、性格も規模も異なった。だが、そこにいくつかの最大公約数的な性格を見出すことはできる。都市は、そもそも農業社会

35) *Ibid.*, p.p.49-50(邦訳, p.77),

36) Braudel(1979-2), pp.472-474(邦訳, pp.309-313).
なお、この点に関して、Maddison(1995)が、1880年の国内総生産に占める政府財政規模を推計した結果が参考になろう。それによれば、フランスは11.2%、ドイツ(1881)は10.0%、イギリスは9.9%、つまり約

10%である(p.65参照)。ちなみに、1880年当時の1人あたりGDPは、1990年のドルに換算してフランス\$2,100、ドイツ\$2,078、イギリス\$3,556、これに対して1820年にはそれぞれ、\$1,218、\$1,112、\$1,736となる(pp.194-197)。15世紀以前にこれら地域の1人あたりGDPがはるかに少なかったことは明らかであり、それを考慮すれば5から10%という戦費がいかに経済に重荷となったかが明らかとなろう。

37) Braudel(1979-2), pp.462-465(邦訳, pp.294-299).

38) Howard, *op. cit.*, pp.20-35, p.36(邦訳, pp.38-61, p.62).

39) Braudel(1979-2), pp.413-414(邦訳, pp.223-226).

に基礎を置くレーエン制になじまないものであった。都市住民の資産はレーエン財であり本来的に共同体財産である土地であるよりも、種々の動産、無形財をはるかに多く含み、私的所有が確立し、それに基づく交換が都市経済を支えた。都市住民は、大商人であり、私的な土地所有者であり、同業組合に所属する職人であり、またそれらに雇用される人々であり、自由な経済行為に専心した。彼らの間には階級や身分の差はあったが、そして対立も絶えなかったが、封建的隷属はなかった。「旧き市民社会」の市民に代わる新しい市民 (*burgensis*, *Bürger*, *burgess*, *citizen*) が生まれてきたのである。

都市は、多くの人々がよせあって生きる空間であり、城壁や港湾などによって確定された領域であり、商業のための市をはじめとして共同の空間を有し、また中世に記録されない年はないほどに大火災の生じやすい空間であり、そして戦闘が行われれば容易に破壊される領域であった。市民にとっては、都市は平和が維持されるべき公共的な空間、共同体的空間であった。こうした空間を守るために、都市は、最初は市民の手による夜警や見張り番を置き、やがて職業的な夜警や番人を雇用した。都市は、同業組合内部の規律や慣習、法などとともに、市民都市固有の立法を行い、仲裁裁判権を手にし、やがて流血裁判権などの上級刑事裁判権を手にした。都市を防衛し、また都市の利益のために戦う軍隊は当初は市民からなる民兵によって構成されたが、その後、志願兵や傭兵が生まれてきた時代には、市民からの租税と公債によって維持される専門的な軍隊が創設された。そして、都市の平和を維持するために集中・系列化された権力の執行は、一元的に都市君主や市参事会の手集中した。王や領主から特権が賦与されていた事情も手伝って、都市は、都市全体に及ぶ立法、裁判、行政権を独自に、そしてある場合には排他的にもち、独自の軍事機構をもつようになった。さらに、多くの都市は当初封建領主でもある都市君主を戴いたが、市民はこれに

対抗して誓約団体を形成して自治権を獲得し、市民は自らの代表を市参事会に選出し、首長を選んでいった。都市は、内部では抗争絶えなかったにせよ、外敵に対しては共同の利益を有して愛国心をもって当たった。こうして都市は内外に対して権力を集中して、主権国家に接近していったのである。都市の成立事情や歴史的・地理的環境によって、また都市自体の発展状況によって、ある都市は他の都市と同盟し、また王や有力諸侯の保護下に入り、力ある場合には一個の主権国家となった。ある都市は共和国として、ある都市は専制君主国として。

中世都市の規模は、今日の都市からすれば極めて小さいが、当時の王国、諸侯国からすれば決して小さなものではなかった。それでもその規模には大きな差異が存在した。一般に、14世紀初期の都市人口は、大きいもので2万5,000人から5万人程度であった。これに達する都市はドイツではケルン、フランスではトゥールーズとパリくらいであり、他の大都市は、ブリュージュ、イーペル、ヘントなどネーデルラントと、ヴェネチア、ジェノヴァ、フィレンツェ、ミラノ、ボローニャなどイタリアに分布していた。これらを除けば、いずれの都市も小規模で、2,000人以下の極小規模の都市が、フランスの都市の約75%、ドイツの都市の90%を占めた⁴⁰⁾。このような光景の中で、10万の人口を擁したヴェネチアとミラノは格別なものであった。皇帝の支配から遠く、商業の復活の恵みを受けたイタリアの都市は、諸王国よりも早くステイトとしての国家に成長していった。都市の中でも光彩を放ったヴェネチアは、15世紀には数千人の貴族 (*nobili*)、市民 (*cittadini*)、教会関係者を核に10万余りの人口をもち、1人当たり50から100ドゥカート (*ducat*) に及ぶ国民所得の上に、75万ドゥカートの予算をもっていた。これに対して、ヴェネチアの10倍の人口を擁する当時のフランス王国の収入は100万ドゥカートにすぎな

40) Pounds, *op. cit.*, pp.348-353.

かった⁴¹⁾。軍事費と技術が戦争を左右するようになった時代には、この経済力はヴェネチアを強国とするのに十分であった。ヴェネチアは、地中海に帝國的支配権を確立し、トルコやイタリアの同じ諸国と戦ったばかりでなく、ドイツ皇帝、ローマ教皇、フランス国王などを相手に、また彼らの同盟を相手に戦い、16世紀まで強国の一つでありつづけた。

領域国家フランス

都市国家の後には、王権を強化したイングランドとフランスが、ドイツの帝国等族が支配する諸領邦が、またオランダ、スペイン、オーストリーなどが領域国家として登場した。絶対君主制の展開は、ステイトとしての国家が、都市国家を越えて領域国家にまで及んだことを指示する。特に、封建制の基盤であった広大な農村部を抱えたフランスとイングランドが、緩慢であろうと、また王権の上昇と衰退の波動を繰り返そうと主権的領域国家を形成したのは、ホーエンシュタウエン以後の「神聖ローマ帝国」が皇帝を中心とした領域国家形成に失敗したのと対照してヨーロッパに大きな影響を与えた。ヨーロッパ政治の中枢が、教皇のローマから始まり皇帝の中部ヨーロッパに至る軸から、西ヨーロッパ内部と、西・中部ヨーロッパ関係に移動し、その後のヨーロッパ権力政治の構造を決定したからである。

フランスの統治・支配システムの主権的領域国家への転換は、大きな制約の下で進められざるをえなかった。中世社会の権力の集中を妨げた諸要素を集中的に体现していたからである。第1に、カロリinger期の、不輸不入特権を得た伯などの大領主の存在を含んだ封建制は、当初から王権を大きく制約した。ユーグ・カペー

が王位についたときには、王権の領域的基盤はカペーが領主であったイル・ド・フランスしかなく、ノルマンディー、ブルターニュ、アキテーヌ、シャンパーニュなどの領主はカペー家に優るとも劣らない領域的基盤を有していた。第2に、しかも、カペー朝に始まるフランス王朝は、ノルマンディー公が1066年に征服王としてイングランド王になったこと、アキテーヌを婚資としてもつ前フランス王妃アリエノールが、アンジュー伯でもあったプランタジネットのヘンリーIIと結婚し英仏両地域にまたがるアンジュー帝国が12世紀半ばに形成されたことに始まって1558年にメアリーからカレーを奪うまで、イングランド王と領域支配をめぐる係争問題をフランスの土地の上で抱え込まざるをえなかった。第3に、フランスは他ならないフランク帝国を一部継承したのであり、また地理的条件もあり、神聖ローマ帝国、さらに法皇権との係争なくして王権の強化は不可能であった。第4に、フランスは、シャンパーニュの大市が13世紀に栄え、また着実に経済的変化を遂げたものの、ドイツとイタリアを結ぶ商業的回路からはずれ、北海と地中海を結ぶ海上交易回路、さらに大西洋を利用した商業的回路に参入するために必要な制海権を確保するに困難な事情を抱えていた。長年の闘争の末にフランドルの一部はフランス領となったが、基本的にフランスは農業地域でありつづけなければならなかった。

このような制約を抱えたフランス王権の基礎は、十字軍以後の封建騎士団の衰退や都市と王権の協同などとともに、なによりも王の所領の拡大による大領主諸権力の抑制に置かれた。イル・ド・フランスの領主でしかなかったカペーは、購入、女子相続人と王家の婚姻、背叛に対する封の没収や封建的取り戻し（不動産復帰）、そして征服によって王領を拡大していった。こうした結果、自立的な大領主領が衰退するとともに、王の所領の拡大に基づいてフランス王国の領域的輪郭が形成されていった。換言すれば、王国は家産国家の色彩を強くもってステイトに

41) Braudel(1979-3), pp.97-101, pp.109(邦訳, pp.146-153, p.165).なお、ドゥカート貨は、1252年にフレンツェで鑄造されたフローリン金貨を模して鑄造された金3.5グラムの重量を有し、グロート銀貨の1リブラの価値に等しいとされた(Pirenne, *op. cit.*, p.96, 邦訳, p.142)。

変貌してゆく他なかったのである。

王領の拡大とともに王による権力の集中・系列化が試みられるようになる。フィリップII時までに、王領において、王の命令を執行し、王の名に置いて巡回裁判を行い、収税を行うとともに財産管理を行い、さらに徴兵定員を集めるバイイ (bailli)や、プレヴォ (prévôt)、セネシャル (sénéchal) のような地方行政官が定められるようになり、これに対応して地方行政区も設けられるようになっていった⁴²⁾。課税面においても、伝統的な割税であったタイユ (taille) に加えて、それまで領主が家士や土地保有者に対して臨時的に徴収した封建援税 (aide) を、王国の利害のために一般自由人にいたるまで徴収するようになる⁴³⁾。全王国に対する課税が登場したのである。ルイIX時には、裁判権にも王権が及び、ローマ法的な上訴の普及もあって裁判権の審級制的な系列化が追求され、封建裁判所であった王会の機能は高等法院 (cour de Parlement) に置き換えられていった⁴⁴⁾。それがやがて貴族身分の地方支配を担う機構となったとしても、全国的に組織された司法機構が形成されたこと自体、大領主の自立した裁判権やフェーデを基礎とした中世前期の司法構造とは全く異なった司法体制が形成されたことを意味する。

王領の拡大とそれに基づく王権の下での権力の集中・系列化は、もう一人のカペーを代表する王、フィリップIVによって一層進められた。彼は、行政、裁判、財政の諸側面で権力を組織化するように努力したが、これとともに重視しなければならないのは、王権に主権の装いがほどこされはじめたことである。第1に、王は大領主にさえ臣従礼を強制するようになり、ローマ法の影響もあって、王は至高封主 (souverain-fief) として大領主やあらゆる中間団体を

従属させる位置にあると観念されるようになり、王は全国土に包括的な上級所有権を有し、また全裁判権に優越する上位管轄権を有すると考えられるようになった⁴⁵⁾。ここから「旧き市民社会」に王が君臨し干渉しうる道が開けたのであった。第2に、西フランク王国成立以来神聖ローマ皇帝に対して独立した位置をもっていたフランス王は、もう一つのヨーロッパの樞円の中心であるローマ法皇権に挑戦した。全国3身分会議に依存してボニファチウスVIIIと正面から衝突した後に、フィリップIVは、ボルドーの司教から法皇になったクレメンスVをアヴィニョンに移し帰趨を確かなものとした。その後のフランスでは、「王は王国における皇帝なり」との準則命題が次第に影響をもつようになっていくのであった。しかも、この準則命題は、そもそもは皇帝に対する王の絶対的独立を意味するものにすぎなかったが、王は王国の中ではローマ皇帝と同様の特権を有するという意味をもつように拡大解釈されていった⁴⁶⁾。無論「旧き市民社会」の生き続けた時代に、そうした命題が現実を支配することは困難であったが、ローマ法継受によって領域支配権や主権につながる観念を王は利用しうようになっていったのである。

ヴァロア朝はカペーと同様に弱い王権から出発したが、100年戦争を通じて、またその後の王権の確立過程で、権力の集中・系列化はなお進んだ。シャルルVIIは近衛部隊をもち、封建騎士団は予備役となり、ルイXI時にブルゴーニュが、またメーヌとアンジューがフランスに帰属して領域国家フランスの枠組みができあがり、シャルルVIIIのイタリア侵入の準備が整えられていった。そうした過程の中で注目すべきは、1566年のムウラン王令にみられる王領不可譲渡原則の形成と確立であり、また1526年のマドリード条約にかかわって原則化された同じく王領の国際的不可譲渡原則の形成である⁴⁷⁾。王領の拡大

42) Olivier-Martin, *op. cit.*, pp.231-239 (邦訳, pp.345-362).

43) *Ibid.*, pp.237-238 (邦訳, pp.353-354), pp.576-580 (邦訳, 863-867), pp.584-593 (邦訳, pp.872-884).

44) *Ibid.*, pp.224-231 (邦訳, pp.336-345).

45) *Ibid.*, pp.300-301 (邦訳, pp.457-459).

46) *Ibid.*, pp.301-302 (邦訳, pp.459-460).

47) *Ibid.*, pp.319-321 (邦訳, pp.484-487).

による王権の確立は、家産制に付随する未成熟な点はあっても、領域一円支配をもたらし、「旧き市民社会」を領域国家へと変貌させた。そして、それと同時に人的結合による領域支配や家産的性格に重大な修正が加えられるようになる。つまり、王権の確立と領域国家の形成は、王が自在に領土を処分しえない原則を生みだし、フランスが領域国家であることを確実にしたのである。その後、ヴァロア朝末期の宗教戦争に関係した王権の弱化を克服して、ブルボン朝を開いたアンリIVから再び王権の強化が図られ、フランスはいわゆる絶対君主制への道を歩む。17世紀には貴族は行財政・司法官僚として君主の下に組織され、王国は国家(Etat)として認識されるようになり、アンシャン・レジームの盛期を迎える。ルイXIVが「朕は国家なり」といったとき、国家は未だなおres publicaという意味をもっていたが、それでも王国は国家という用語によって表現されるようになっていたのである⁴⁸⁾。

もう一つの領域国家イングランド

イングランドは、フランスとは異なった道を辿って国家形成に向かった。中世盛期イングランドの統治・支配システムの基礎の一つは、11世紀のノルマン・コンクエストによって与えられた。王権の下での強大な国民的統一という、被征服国にして、また征服者の統治の成功によってはじめて可能な、しかもヨーロッパでは異例の事態が生まれたのである。フランクの諸王国に存在した伯など王に匹敵する大領主はなく、他の諸国とは比較にならないほど強固なレーエン制が確立され、レーエン制に基づく王の直属受封者はフランク諸王国の後継諸国とは比較にならないほど多く、全自由人は王に対して直接的な軍役奉仕義務を有し、レーエン制を維持するために必要な土地調査台帳(Domesday Books)が作成された。自由人の資産は土地ばか

りか農具、家畜、隷農にいたるまで、またその収益性にいたるまで王によって把握された。しかも、国際的環境から言えば、イングランドはフランク人が継承したローマ帝国とは関係をもたず、イングランド王がフランスに有した領土との関係でフランスとの闘争を抱え込まざるをえなかったものの、中部ヨーロッパの諸権力の闘争からは遠く隔たっていた。王領の拡大によってはじめて王権の基礎を築き得たフランスとは異なる条件が存在したのである。

ノルマン朝に築かれた王権は、その後プランタジネット朝のヘンリーII、エドワードIなどによって強化された。ヨーロッパの辺境に位置したとはいえ中世の変化の時代を反映してイングランドにあっても13世紀のはじめまでに新しい公法的関係が生まれていった。「平和破壊」に対する王の義務は拡張解釈され、犯罪は当事者間のものではなく国王に対する権利侵害とみなされ、軽犯罪を除く刑事犯罪は13世紀はじめまでに国王裁判権に帰し、州裁判所などの人民裁判所や封建裁判所の機能は王座裁判所と地方を巡回しておこなわれる国王裁判所に奪われ、同様に王権に直属する強制的な地方自治制が生まれていった⁴⁹⁾。王国財政も、王室財政との区別は明らかではなかったが、ヘンリーIIが動産課税をはじめた後、土地に対する直接課税がなされるようになり、1295年にはバロン、騎士の11分の1税、市民の7分の1税、聖職者の10分の1税などの直接税が王国財政を支えるようになっていった⁵⁰⁾。

100年戦争後にイングランド王は王国の経営に専念するようになる。これはイングランドが領域国家として成立する重要な契機となった。もとよりカロリinger帝国から自立していたイングランドは、ノルマン・コンクエストとアンジュー帝国以来のフランスでの領域上の権利を失い、逆に固有のイングランド王国経営が王の

48) *Ibid.*, p.307(邦訳, pp.466-467)。

49) Maitland, *op. cit.*, pp.105-114, pp.133-141(邦訳, pp.141-154, pp.179-189)。

50) *Ibid.*, pp.92-96(邦訳, pp.124-129)。

優先的課題となったからである。王権の拡大はさらに続いた。バラ戦争は貴族に打撃を与え、ヘンリーVIIの議会にはわずか29人の世俗領主だけが召集されただけになり、また世襲貴族に代わって王が授けた爵位受与者が増えていった⁵¹⁾。100年戦争とバラ戦争後は、軍事的意味をもつ騎士・貴族階級の減少をもたらしたのである。やがてチューダー朝で王権はカトリック教会からの独立を果たして、イングランド国教会を組織する。もはやトマス・ベケットとヘンリーIIが争ったような問題は王を悩ますこともなく、またイングランドは大陸の宗教戦争に領域国家としての利益のみを考慮して行動することが可能になる。ホブズが見たコモンウェルスは、主権の所在が明確なステイトというリヴァイアサンに他ならなかった。

イングランドで特徴的だったのは、このように王権が中世盛期から確立・強化されたとともに大陸の封建議会とは異なった議会が形成され、それが市民革命を準備する国家的機構となっていくことである。一方ではイングランドの王権は大陸の諸王国よりも強大であったが、他方では直属受封者が多く⁵²⁾、したがってイングランドの封建議会は最初から下級貴族である騎士を多く含んでいた。かれらは州を代表して議会に召集され、やがて騎士が農業経営に転じていったときには、形式的にせよ自由な土地保有権者であって一定の収入をもつものが選挙権を有するようになっていった。大陸の封建議会では、自由土地保有者であろうと農民は議会に関与せず、貴族が農民を代表すると見なされたのに対して、イングランドでは貴族とは別に都市以外から選出される庶民院議員が農村を主とする地方を代表したのである⁵³⁾。

フランスとは異なって、イングランドの王権確立は王領の拡大に基づく家産国家化という道

を経なかった。当然のことながら、イングランドでは、王権の拡張は直ちに自由人からなる社会との緊張を引き出さざるをえない傾向をもった。つまり、王による政治は王国の自由人社会の同意を得る必要性が高かったのである。大陸の身分制議会とはやや異なって広範な自由人社会を代表する議会の役割は他の王国の封建議会に比して大きくなるのは自然であったとも言えるかもしれない。王がフランスでアンジュー、ノルマンディー、アキテーヌやフランス王国そのものの相続請求にかかわる戦争を行って増税の必要にせまられていった時、あるいは王権の急激な拡張が試みられたとき、イングランドでは自由人が議会に依拠して抵抗していった。大憲章を求めた封建勢力の行動、シモン・ド・モンフォール伯のヘンリーIIIへの反抗などは、議会形成を促した。そして100年戦争によって生じた課税の必要などは議会の必要性を高め、14世紀末には議会の同意なしに課税することは王には不可能になったのであった⁵⁴⁾。議会と王の関係は両者の強さによって異なったが、15世紀半ばまでに議会によってスタチュート(制定法)が定められる慣習が確定し、二院制の構成が確立し、下院(庶民院)の選挙権も年収40シリング以上の自由な土地あるいは不動産保有権者に与えられることが決まっていた⁵⁵⁾。こうした議会の形成と発展は、一面では王権が議会に制約されたことを意味するが、他面では全国的な立法や租税・財政制度が組織されていったことをも意味する。権力は分割されたが、集中・系列化されたことには違いないのである。

このような議会の位置と関連してイングランドで特徴的なのは常備陸軍編成の遅れである。フランスとは異なった歴史的地理的環境からイングランドは、大陸に軍を進めない限り恒常的に常備陸軍を置く必要をもたなかった。常備軍は、経済的階級となった貴族やエスクワイア、

51) *Ibid.*, pp.166-172(邦訳, pp.222-231).

52) *Ibid.*, p.61(邦訳, p.83-84).

53) *Ibid.*, pp.172-176(邦訳, pp.231-235), pp.239-240(邦訳, pp.317-319).

54) *Ibid.*, pp.179-190(邦訳, pp.239-253).

55) *Ibid.*, pp.172-176(邦訳, pp.231-235).

ジェントリーにとっては、勃興した商業的、産業的階級にとってと同様に負担であったし、また専制の危険をもたらすものであった。したがって、常備軍を保有しようとするスチュアート朝は、軍事問題をめぐって議会と対立せざるをえなかった。常備軍の維持が議会によって承認されるようになったのは、ウィリアムⅢ以後に年次共同抗命法という議会制定法が定められるようになってからであった。しかも、この法は1年限りの、特定人数についての時限立法だった⁵⁶⁾。海軍についてはこれとは異なった⁵⁷⁾。イングランドはフランドルをめぐる大陸との抗争や新大陸への進出などで制海権を必要とした。海洋交易回路がヨーロッパの繁栄を支えるようになった中世盛期以後一般的に制海権の意味が重要になるが、島国であるイングランドはなお制海権を必要としたのである。このため、チューダーはヘンリーⅦからはじまって艦隊の建造と水兵の召集に努力し、私掠免許を商船に与えて海軍を育成したが、海軍について議会は国王大権を事実上承認し続けたのであった。海軍がイングランドにとって必要であるとの認識がこれに大きい影響を与えていることは確かであろうが、海軍がもった商業的意味や水兵の強制徴募をめぐる影響力の低さが影響したことも確かであろう。ただ、このように海軍への特別の配慮があったとしてもイングランドで軍事力の集中自体に依存する国家権力の強化が大陸諸国に比して弱かったことは確かであろう。イングランドではステイトとしての国家が誕生していった時に、議会を通じる自由人の社会、つまり市民社会が、脱貴族化した騎士や都市市民などを広範に含んで集中・系列化された権力を規制していったのである。

ヨーロッパで「旧き市民社会」にかわって国家が正統性を最終的に得たのは、30年戦争に終わりを告げた1648年のウエストファール条約

であった。宗教上の決定権を含んで主権が国家の手中に帰し、ローマ帝国は最終的死滅を宣告され、ここにヨーロッパは主権の領域国家群からなる西欧国家系（Western state system）を形成し、国家の行動は国家理性を基本原則とするようになるのである。こうして、中世社会の統治・支配システムが終焉を迎え、「旧き市民社会」から権力を集中・系列化した国家が疎外され、同時に国家と市民社会が分裂したのである。

「旧き市民社会」から権力を集中・系列化した国家がどのような諸契機に基づいて疎外されてきたのか、この点だけに限ってこれまで述べた。しかし、それだけでは国家形成は理解できない。第1に、国家が疎外されていったときに市民社会それ自体が変貌を遂げていったこと、また国家による権力の集中・系列化が市民社会の反応を惹起したことがこれまでの叙述の中からもうかがうことができる。国家は市民社会から疎外されたが、それと並行して市民社会も変化し、同時にそれは国家に相対するようになったのである。市民社会自体の変貌とそれの国家との関係が問題にされなければならない。第2に、「旧き市民社会」から生まれしてきた国家は、それまで存在しなかった領域国家に他ならなかった。ローマ教皇とローマ帝国皇帝という2つの中心をもった楕円のようなラテン的キリスト教世界は、対外主権を有する諸国家に分裂し相対するようになったのである。ここから国際関係という新しい問題が発生する。国家形成の理解は、この問題の特質への接近を要請せざるをえないのである。

§4. 市場社会としての市民社会と国家

市民社会の変貌と自立

中世盛期以後、「旧き市民社会」から国家が次第に疎外されていった。生まれ出てきたリヴァイアサンは、諸権力が纏れ、振れ、また束ねられてできた統治・支配システムとは異なって、一定の領域とその住民に対して、排他的に、し

56) *Ibid.*, pp.324-329(邦訳, pp.430-437).

57) *Ibid.*, p.280(邦訳, pp.371-372).

かも集中・系列化された権力を行使するものであった。このような国家の形成は、「市民社会」自体の変貌を不可避免的にともなうことになった。res publicaでありcivitas、つまり政治社会(political society)であった「旧き市民社会」から権力や公的なものを国家が剥ぎ取ったとすれば、最早抜け殻しか存在しないからである。societas civilis が civil society として意味をもって国家の時代に生存するためには、それ自身が変貌し、意味を転換する必要があった。そして、当然のことながら、またそれにともなうて、国家と市民社会の関係も、国家と「旧き市民社会」の間関係とは異なるものにならざるをえなかったのである。

「旧き市民社会」は、国家の形成によって変貌したと同時に、なによりも国家を生み出すべく変貌を遂げた。中世前期に既にゲルマン社会は兵農分離とレーエン制や領主支配の展開によって大きな変化を被っていたが、それでも「旧き市民社会」自体が根本から破壊されたわけではなかった。だが、中世盛期からはじまる諸変化は大きな変貌をもたらさざるをえなかった。三圃制農業の普及と生産力の上昇、開墾と植民、海洋交易の復活と内陸商業の形成・発展は、隷農の解放、地代の金納化、土地の貸借・売買、商人や手工業者などからなる都市市民の形成をもたらし、封も家産化されて売買譲渡の対象となり、私的所有権の形成と関連した公法的関係と私法的関係の分離が生じていった。ローマ法の継受はこうした社会の変化を法的に合理化する道を開いた。

この結果、社会の「旧き市民社会」からの自己疎外あるいは自立化が生じる。土地の保有と軍役奉仕義務が関連し、所有と公法的関係が結びついていた世界から、私的所有の上に自由に私利を追求し、そのために資本や労働を投ずる世界が生まれ出てきたからである。こうした世界は、一方では新しい市民である都市市民(citizen, citoyen, Bürger)によって構成され、他方では軍役奉仕義務を負った戦士階級から私

的経営に携わる経済的階級に転じたジェントリ一、エスクワイアのような人々によって構成された。彼らは、私的所有物としての彼らの資本と労働を他人の欲望を満たすための財・サービスの生産に投じて社会的分業による社会的相互依存関係を創り出す。彼らの生産は究極的には自己の富を増加させること、豊かな消費を実現することにあるが、そこでは中世前期の農村世界に支配的であった生産と消費の直接的同一性は失われる。私利の追求と社会全体の利益は、価格変動を媒介にした資源配分によって結合される。目に見え、あるいは体で感じることのできるジッペの中での人間の直接的な意思関係に導かれた資源の配分や所得配分は、価格をシグナルとする市場社会の機能にとって替えられる。私法的関係はこの体系の自然法を映し出したものである。暴力と詐欺などの不法行為は自然法に反する。自然的体系である市場の外側のものは公的領域となる。公的財・サービスの供給、例えばかつて生産や所有と結びついていた軍役奉仕は、市場を中心とする社会の外側に存在することになる。価格による調整に依存して自立する新しい社会は、こうして「旧き市民社会」から自己を疎外し、同時に公的な世界を凝縮した機構、被治者を含まない統治機構つまり国家を社会の外に追いやり、国家の社会からの疎外を生み出すことにもなる。中世盛期の国家形成は同時に新しい社会、私利市民が自己の個別利害を追求する中で、経済的紐帯をはじめとする相互依存の体系として存在する社会、つまりヘーゲルが「市民社会」と規定したものの登場を不可分のものとして伴ったのであった。

ヘーゲル的な欲求の体系としての市民社会の形成は、国家の形成と同じように長い道のりを経て実現した。イングランドの場合、地代の金納化は14世紀後半からはじまり、ついで15世紀には農民囲い込みや領主囲い込みによる土地の排他的私有化が開始されたが、開放耕地の消滅と排他的私利土地所有権の確立は18世紀以後にずれこんだ。資本主義発展は上昇と停滞の交替

を含む長期の変動を通して進行した。商業の復活と農業生産力の上昇による市場経済の形成がそのまま資本主義発展をもたらしたわけではない。14世紀はじめには人口拡大と土地不足が生じ、これにペストの流行が追い打ちをかけ、気象の長期変化の影響もあって人口も生産力も落ち込んだ。1340年頃に約7,300万人と頂点にあったヨーロッパの人口は約1世紀後に5,000万程度に減少した⁵⁸⁾。この結果生じた農業の荒廃は小領主、下層騎士の没落と大領主の支配の強化を生みだし、それはまた農民と領主の間の緊張、そして農民の反乱をもたらした。農民側の敗北の後、16世紀に再び発展がもたらされる。地理的にばらつきはあるが、例えばイングランドに見られるように飼料用作物の栽培や灌漑採草地の創出、牧畜経営など三圃制農業から抜け出す農業技術と農業経営の改良が始まるのである。この歩みは、南アメリカからの貴金属のヨーロッパへの流入による価格上昇、引き続く不況とインフレーションによって影響を受けながら18世紀の農業革命へと続いた。そして、イングランドの農業革命は、議会闘い込みを伴って、排他的私的土地所有権と資本主義的農業経営を生み出したのである。大陸でも、フランスで土地市場が発展し、ブルジョア的土地所有が登場したのは16世紀以後のことであった。

商工業についても、歩みは同様であった。16世紀以後の王権の確立してゆく時期に、都市の発展は歩みを止める。アントウエルペンの没落にみられる政治的要因もあったが、商業資本による富の蓄積、団体的規制や国家による商業への依存は、社会の自立的発展をさまたげるものであった。中世盛期の後に商工業は強く国家と結合するようになる。重商主義政策がそれである。重商主義は、一方では海洋交易路を確保して資本主義的発展に刺激を与え、他方では種々の工業の形成を促進したが、特権の圧力は大きく、それに対抗する農村マニファクチュアに

はまだ限界が存在した。資本主義的市場社会と国家が並行して発展したとは到底のこと言い難いのである。フランスでは、ブルジョア層が売官制を通じて貴族化し、同時に徴税機構など国家機構に寄生する傾向にあったことを忘れてはならない。特権や団体規制を排除した営業の自由 (free trade) が実現するのには、イングランドにみられる農村部からの工業化、農業革命と関連した国内市場の発展、そして産業革命が必要とされたのであった。18世紀になってはじめて、市民社会は特権、独占、身分制や団体規制からの自由を要求するようになったのである。

排他的私的所有と市場経済の発展によって導かれて生まれた市民社会は、当然のことながらある意味では、政治社会なり国家に対して自立していった。経済学 (political economy) が経験科学として自立したのは、こうした市場社会としての市民社会の自立を反映してのことである。アダム・スミスが、市場の中では繰り返し経験科学的に把握しうる法則が貫いていること、その法則にしたがって、つまり経済社会の自然法にもとづいて富は最も有効に生み出されうることを明らかにし、自然的自由の体系からみれば、国家には暴力や侵略から社会をまもり、社会の内部の不正と圧制から構成員をまもる司法行政を確立し、社会のインフラストラクチュアを整備し維持する義務しかないと述べたとき⁵⁹⁾、それらの叙述はそのまま市場社会としての市民社会の自立宣言を意味したのであった。この自立宣言は、やがて通俗化された自由放任の教義を招き、さらに社会ダーウィニズムの影響もあって、社会は国家干渉なしに至高善を実現しうるという信念をもたらした⁶⁰⁾。また、経済社会はそれ自体で自立しうるのであり、国家は暴力と詐欺 (不法行為) に対して市民をまもり

59) Smith(1920 [1776]), pp.184-185(邦訳, p.1008).

60) Keynes(1972 [1931]), ただし、本評論の公開は1926年であり、その全文の掲載は1931年の版ではなく、1972年の全集においてなされている), pp.272-287(邦訳, pp.323-344).

58) Rösener, *op. cit.*, p.60(邦訳, p.102).

さえすればよいとするイデオロギーさえ生み出すようになった⁶¹⁾。無論、このようなイデオロギーを経済学者が積極的に唱道したわけではない。むしろケインズが言ったように、「経済学者たちの言葉は自由放任 (laissez-faire) の解釈に力を与えた。しかし、この教義の流行の責任については、政治経済学者たちよりは、むしろ、それがたまたま気に入った当時の政治哲学者たちが負わねばならない」し、「ジョン・スチュワート・ミルの時代から、権威ある経済学者たちはこのような思想に対して強く反発してきた」と言ったほうが正確であろう⁶²⁾。モーティノーや雑誌『エコノミスト (The Economist)』による自由放任の拡大解釈、政治家や官僚の言説のほうが古典派経済学と自由放任の一致をうたいあげたのであった⁶³⁾。

だが、経済学者にもそうした教義の流行について責任がなかったわけではない。ほとんどの経済学者たちは、経済社会なり市場社会が他の諸力の影響を受けないか、それらを外生変数にしてしまうような理論モデルを創造し、その中で固有の経済法則を明らかにし、しかも何を均衡とみるのか、あるいは均衡が安定するか否かについては争うことがあったとしても、均衡の存在それ自体については等しく承認してきたからである。このような傾向は、経済学が、大量に反復的に、しかも可測的な形で生じる経済現象を、経験科学的に精緻に分析することに優位を置くということから生じた。経済学者たちは、それ自身独立した理論モデルと現実の社会との間の距離を十分理解しながらも、ウォリンが「非政治的モデル」とよんだ理論モデルを開発し⁶⁴⁾、経済学を自然科学と同様な科学 (science) として確立しようと努力を重ねてきたのである。

自由放任の教義が「非政治的モデル」から導き出されるときに注意しなければならないのは、社会は自己完結的であるとされることと並んで、市民社会の本来の意味であった政治社会が消滅してしまい、かわって技術的に操作される物理的強制なり技術的機構として国家が描かれることである。極端な場合には、私的な、様々な欲求と利害に満ちた社会に対して、あたかも国家はテクノクラートによって中立的に運営される自明に満ちた公的な世界であるかのようにとらえられるであろう。こうした論理は、ウォリンの言うように、ロックから始まりユートピア的な社会主義者などにまで及ぶ近代の知性の中に伏在しているとも言えるかもしれないが、通俗的な自由放任の信奉者の中には確かに明示的に存在した⁶⁵⁾。満足な社会が自己充足を遂げるとすれば、政治は不満足なあるいは欠点をもった社会の産物にすぎず、満足な社会が存在しうるとすれば統治は国家という装置を技術的に操作することによって可能となるであろう。だが、果たして、そうなのであろうか。

富の生産と商品生産の間

市場社会は、それ自体で自立しうるのか。経済学者たちは、彼らの基本的な理論モデルあるいは経済学原理 (Principles of Political Economy, Principles of Economics) の体系を科学的に彫琢する一方で、そうでないことも明らかにもしてきた。

第1に、経済学者たちの理論モデルが代表するのは他ならぬ市場社会 (market society) であるが、それはどのように見ても市民社会どころか経済社会 (economic society) のすべてさえ覆いつくしうるものではない。そのことを如実に示すのは、富 (wealth) と商品の関係であり、商品として供給され得ない富の存在である。このことを、少し立ち入って論じておこう。

資本主義、つまり投資元本としての資本を拡

61) Mill (1909[1848]) の政府論では、通俗的政府論の基本的骨格がこうしたものと描かれている (pp.795-800, 邦訳, pp.13-22)。

62) Keynes, *op. cit.*, pp.277-278 (邦訳, pp.331-336)。

63) Taylor (1972), pp.27-31。

64) Wolin (1960), pp.291-292 (邦訳, pp.22-24)。

65) Wolin, *op. cit.*, pp.312-314 (邦訳, pp.64-68)。

大しながら常に投資し続け、そのことによって得られる利潤 (profit) の取得を投資の最終目的とする一つの自立的な社会関係は、ケインズの言う「複利の力」に基づいて商品生産を拡大してきた⁶⁶⁾。最終消費と直接に結合していない生産は、無限の生産拡大を指向するであろう。資本主義が発展するとともに、それは社会の富を、資本主義的生産によって得られる商品に替えてきた。確かに、マルクスの言うように「資本主義的生産様式が支配的に行われている社会の富は、一つの巨大な商品の集まりとして現れ、一つ一つの商品は、その富の基本形態として現れる。」⁶⁷⁾

だが、マルクスが言う資本主義的生産様式とは、単に資本家によって支配される生産様式ではない。それは、労働過程の技術的・社会的な諸条件を絶えず変革し、生産力を上昇させることによって商品の生産費を常に低廉化するように編成された生産様式、つまりマニュファクチュアや機械制工業にみられる生産様式に他ならない⁶⁸⁾。自然、より具体的には土地の豊饒度や人口、人間の肉体的限界によって制約された生産から解放されて、資本主義は人間の力能の発展に基づく生産を手に入れる。産業 (industry) という言葉は、そのことをよく反映している。なぜなら、インダストリーとは、diligenceと同じ意味の「勤労」を本来の意味とするからである。投資元本を意味する資本が古来から存在しながら、資本主義が誕生しなかったのは、資本がインダストリアルな生産様式を手中にしえなかったからであった。資本主義は、商業の復活や種々

の社会変動の中で資本を蓄積するとともに、18世紀以後にインダストリアルな生産様式を獲得することによって、はじめて巨大な資本主義的商品生産を開始し、資本主義的生産様式はインダストリーと密接に結びついて、はじめて商品生産を社会に一般化した。それにともなって、長く海上交易やヨーロッパ全域の商業に存在した商業的諸手段や制度もはじめて社会のすみずみにゆきわたるようになった。たとえば、長く海上交易で慣習的に使用されてきた為替手形は、商業手形として19世紀にイギリスで一般化し、企業間の取引は為替手形で行われるようになったのである。

ところで、資本主義的商品生産がインダストリーと結びついて生産力を上昇させ、商品生産を拡大したといっても、それは、ある領域で突然始まり、ある領域で徐々に展開し、ある領域では長く生じないという歴史の中にあり、生産領域全般にわたって均等に生じたのではなかった。巨大な変革を及ぼした産業革命にしても機械制工業が展開したのは、わずかに綿工業を中心とする繊維産業においてであった。

インダストリアルな資本主義的生産は、一方では需要面で新しい生産領域の発展を促す。一定の生産力上昇が存在したときには、その時点で必ず余剰生産力が生じる。この余剰生産力を人口の増大が吸収してしまうか、もしくは1人あたりの既存必需品の消費量が増大してゆくとすれば、新しい生産領域の発展は起こらない。だが、そうしたことがない限り、その時点では奢侈的と規定しうるような新たな財やサービスへの需要が創出される。このことは、一定の余剰生産力が生まれたときの生産辺境線を、必需品と奢侈品を両軸とする座標面に描けばよくわかることである。1857年にザクセンの労働者消費統計を研究したエルンスト・エンゲルに因んだエンゲル曲線は、所得上昇とともに財やサービスについての需要が推移してゆくことを明確に示してきた。このように、生産力上昇は、それ自体の内に産業構造の拡大と変化の可能性を

66) Keynes, *op. cit.*, p.323(邦訳, pp.389-390).

67) Marx(1962 [1867]), p.49(邦訳, p.47).

68) マルクスは、一方で、単に労働時間を延長させることによって生み出される「剰余価値の生産」については、「資本は直接的には生産様式を変化させない」(Marx, *op. cit.*, p.328, 邦訳, p.408)と述べ、他方、「同じ労働過程での比較的多数の賃金労働者の同時の使用は、資本主義的生産の出発点をなしている」(Marx, *op. cit.*, p.354, 邦訳, p.439)と、「協業」にはじまる生産力上昇に基づく剰余価値生産を資本主義的生産と明確に規定している。

もっている⁶⁹⁾。

他方、利潤を目的とする資本主義的生産は、インダストリアルな生産の基礎では、既存資本財の低廉化や新技術採用によって資本財コストを節約し、技術的投入労働係数低下を通じた労賃節約を追求し、あわせて生産費の低廉化を実現してゆく。その企業の生産費低下は、生産技術が普及するまでの間に企業に差額利潤（マーシャルの言う準地代、マルクスの言う特別剰余価値あるいは超過利潤）をもたらすであろうし、他方、もし生産費の低下に取り組まなければ、やがて他の企業がもたらす生産費低下の結果生じる価格低下にあって損失を被るからである。このような技術進歩は、一方では絶えず新しい生産技術に関する新しい生産領域、たとえば新資本財の生産を生み出す。

また、これらと並んで、企業は、常に需要が拡大するような生産領域に生産を拡張しようとする。そのような分野とは、一般に、所得の上昇率よりも需要の拡大率の高い、つまり需要の所得弾力性の高い生産領域であり、また同時に、価格低下率よりも需要の拡大率が高い、つまり需要の価格弾力性が高い生産領域であろう⁷⁰⁾。こうして、需要面からも供給面からも資本主義的生産は新しい生産領域への生産の拡張を求めるが、拡張は自然に生じるわけではない。シュンペーターが「新結合」という言葉で表した技術革新 (innovation) が生じてはじめてそれは可

能となるのである⁷¹⁾。そして、シュンペーターが言及した新商品、新生産方法、新販売市場、新原材料、新組織といった指標をすべて備えるような技術革新は、産業革命をはじめに数次にわたってしか生じていないのである。つまり、資本主義的商品生産は、商品生産を一般化はするが、富の生産領域全般を把握しきることはなく、技術革新の波などを通して、絶えず資本主義的富の生産領域を拡張しているのである。無論、その過程では、公害や戦争など「負の富」をも生産しながら⁷²⁾。

社会にとって富でありながら未だに商品生産によっても、まして資本主義的生産によっても供給されえないものは実は多く存在する。家庭における家族構成員の相互に供給するサービスもそうであり、空気のような「自由財」と言われるものもそうである。そして、社会的な共同体が供給する財やサービスが存在する。そのような財やサービスなしには市場社会の存立は大きく制約されることになるが、市場における価格付け (pricing) はそれらの財やサービスの供給を保証しない。どのような財やサービスがそうしたものであるかは、技術や文化など種々の諸要因によって規定され、歴史的に変化しうるが、たとえば安全保障機構特に軍隊、法的制度整備、道路などのインフラストラクチャー、美術館・図書館・公園などの公共的文化施設、公的保健・衛生や教育サービスなどを指摘すれば十分であろう。このような財やサービス、あるいは富の存在は、アダム・スミスを含めた古典派経済学者たちが既に認識し、後に新古典派経済学者達によっても問題とされた。「公共財」がそれである⁷³⁾。

69) 1人あたり所得上昇が存在する場合に、種々の財に対する需要の増加率が変化してゆくこと、それが今日カオスや複雑系の研究で親しいロジスティック曲線と呼ばれる形状の曲線を描くことは、注目に値する。これまで、経済学者達、特に新古典派経済学者達はエンゲル曲線を法則としては認めようとせず、その結果、需要面での研究が常に静学的スキームに押し込められるか、または外生的に恣意的に扱われてきた。また、非新古典派経済学、特にマルクス派は生産面を強調する余りに需要面での考察を欠落させてきた。このような弱点にあらためて目をむけさせたのは、Pasinetti (1981, pp.68-77, 邦訳, pp.78-88), (do, 1993, pp. 36-40)である。

70) 前の脚注で示したパシネッティの叙述を参照されたい。

71) Schumpeter (1934 [1912]), pp.65-67 (邦訳, pp.180-185)。

72) 技術革新について、ここに述べたことについては、佐々木 (1993), pp.20-22を参照されたい。

73) 公共財の概念は十分成熟しているとは言いがたい。それは消費や所有の非排他性などから規定されているが、「完全市場」規定からの乖離の視点からのみ追求されているに過ぎない。このため、しばしば「政

社会が「純粋な私的所有」に基づくものとなればなるほど、「旧き市民社会」の共同体機能は衰えざるをえない。したがって、これらの財やサービスの供給は自ずから政府をはじめとする公共機関によって供給を余儀なくされる。「公共財」という呼び方は、政府が供給する財を言い換えたところがあって、いささか同義反復を含むが、その存在は富と市場社会の空隙を国家に属する公共機関が埋めていることをよく示しているのである。国家は、かくして市場社会を含むより大きな経済社会に関与し、その管理に関与する。

市場社会の背後

市場社会としての市民社会を資本主義的商品生産が完全に支配している、つまり富と商品の間に空隙はないと仮定してみよう。経済学者たちが一般に理論モデルで想定するのは、そうした社会である。そこでは、自由財や公共財などは捨象され、社会の生産と消費は投入生産要素を含めて商品によって支配されている。経済社会には市場社会だけが存在しているかのように見える。この場合、市場社会は完全な自律性を有すると考えてしまうかもしれない。だが、そのような社会は存在しない。なぜなら、モデルは、市場社会によって規定されない諸要因を必ず外生的に前提したり、外生変数としているからである。換言すれば、完全な市場社会モデルの背後には、経済社会の一部を構成する非市場社会が隠されているのである。

たとえば、富の社会的形態が商品であったとしても、凡ての富が商品として生産されるとは限らない。市場に現れる商品所有者とは、流通が商品保護者(Warenhüter)に与えた規定に他ならず、彼がなぜそうあるかを物語るものでは

ない。商品は、自己労働によっても生み出されうるし、また19世紀にも存在した奴隷制プランテーションによっても、またはなほだしくは盗掘によっても市場にもたらされうる。したがって、理論モデルでは、完全な私的所有に基づく商品生産や資本主義的な生産様式が専一的に支配しているというような前提が置かれる。それでも、市場社会モデルは非市場社会を排除しえない。なぜなら、資本主義的商品生産は、土地と労働力を商品として扱うことによってはじめて成立するのであるが、土地と労働力は本来商品として誕生したものではなく、たとえその生産に商品経済的な論理が入り込んでも、そうした論理が完全に土地と労働力を決定しうるようにはならないからである。そして、資本財と並ぶこれらの生産要素を商品として市場の中に内包するためには、自然や家族などの共同体とともに、国家が必要とされるのである。

土地を「純粋な私的所有」の中に包含することは、既に述べたことから明らかなように、中世では困難な課題であった。第1に、重層的な土地所有権があり、その秩序が「旧き市民社会」の公的秩序を支えていたし、第2に、排他的な私的土地所有権の無かった時代には共有地が当然のように存在し、それはまさに「公共財」としての役割を果たしていたし、第3に、土地の保有権、所有権は農耕に資する限りで存在していたに過ぎず、排他的所有権の確立していなかった時代には、広大な荒蕪地、無主地が残され、領域間の境界もまた明確ではなかった。排他的私的土地所有権に似た不動産所有権は、その上が人工的建築物で占められた都市のような空間において生きることが可能であるにすぎなかったにちがいない。課題は、長い時間を要したとはいえ実に革命的とも言える根本的な社会的変革を要したのである。

封建的な土地所有権の態様は、中世を通じて絶え間なく、また地方や王国ごとに変化した。一般的にそれを論じることは困難であるが、ある傾向を見出すことは可能である。第1に、レ

府や公共団体が供給する財が公共財である」といった同義反復が生じる。もとより共同体全体の自主的か強制による労働が存在し、近年ではNPO, NGOといった非政府団体の活動が存在する。公共財の概念は深められるべき課題となっているとも言える。

ーエン制は、カロリンガーの衰退とともに変質しはじめ、封は世襲化されて家産化されていった。そして、10世紀以後にレーエン制の政治的意味が失われていった時に、封建的土地保有権は私的所有権、つまり私有地所有権に接近していった。第2に、10世紀からはじまる定額地代の低下や賃租地の売却を通じて、私有地に近い賃租地が生じるとともに、領主が固有の賃租地以外の土地所有権を強化し、自身が農業経営に携わり、その一部を定期小作に出すことも行われていった。全体的に、排他的私的土地所有権への接近が中世盛期から後期にかけて生じたのである。だが、自然にこの過程が進行するわけにはいかなかった。土地所有に公法的な意味が形式的にせよ存在し、それが土地の権限 (title) を規定し、また保有地や借地の譲渡への封建課税など種々の封建的規制がそれにともなって残存し、共有地も存在していたからである。したがって、排他的私的土地所有権の確立は、商品経済の浸透と拡大による経済的な変化に加えて、国家による法制を必要としたのであった。国家が排他的土地所有権を確立し、私的所有下に無い土地は国有地として領域内の所有権を明確にし、私的土地所有権を囲い込みをした大土地所有者かあるいは小農、コピー・ホルダーなどの耕作者に与え、相続権を長子かあるいは子全員に分けて与えるように決定することなしには、排他的土地所有権の確立はなく、またそれにしたがって土地それ自体の徹底した商品化も困難なのである。権力を集中・系列化した国家がそうした課題を成し遂げたことは、それがイングランドでは議会囲い込みによって、フランスではナポレオン法典の制定によって果たされたことによって明らかであろう。

このことに関連して、市民法体系について一つ注意すべきことがある。民法、つまり市民法は一般には万民法であり普遍的な性格をもつが、不動産所有権や相続については国家によって大きな差異が存在し、また不動産所有権の確立とともに決定された土地の権限についてはな

お大きな差異が諸国家の間に存在することである。こうしたことは、土地の排他的な絶対的所有権が経済発展の自然史的過程の外側からの力によって確立されたことを指示するであろう。

商品としての労働力の誕生も土地と同様に国家の力を要した。労働力もまた商品として市場の中で生産されるものではないからである。そして、マーシャルが言うように、労働力は商品としては異例の特殊性を有するからである⁷⁴⁾。人は商品として生まれるわけではなく、その労働力を商品とするためには直接の投資利益を目的とせずに子供に教育投資を行う共同体が必要であり、また労働者の労働力は保存不可能であって市場での交渉では不利を余儀なくされる。そして一定の質と量の労働力が市場に供給されるためには極めて長期の期間が必要とされる。さらに、労働者が交渉上不利な状態で労働力を販売するときには、賃金ばかりではなく労働条件が劣悪化し、したがって労働力が社会的に保全しえない場合が存在する。アダム・スミスが初等教育に関して公教育の必要性を主張し、古典派経済学者が労働日について規制立法の必要性を認めたのはこのためであった⁷⁵⁾。

もとより適正な労働力の確保については、あるいはまた過剰人口の解決策については、「旧き市民社会」ではジッペ、家をはじめとする共同体がこれを担っていた。しかし、労働者が家共同体の外で賃労働に携わることに見られるように、またそれまでパターナリステイックな領主の保護が存在した村落共同体が囲い込みによる私的所有権の確立とともにパターナリズムを失い、社会的に解決せざるをえない貧窮層が生じることに見られるように、市場社会の発展は共同体の労働力育成・保全機能を低下させてゆく。

74) Marshall(1994 [1890])のBook VIにおける労働についての叙述は、今日の経済理論には見られない深く広い観察に基づいている。そこでマーシャルは、労働が、一般の商品とは異なって、短期の市場機能に委ねることが困難であるという観点を貫いている。

75) Smith, *op. cit.*, pp.269-273(邦訳, pp.1127-1133)。

こうしたことは、18世紀のイングランドをみれば明らかだが、同時に今日の発展途上国でも生じている⁷⁶⁾。旧い共同体の機能が低下し、他方市場社会がそれに代わりうるものでないとするれば、労働力の育成、保全是、共同体的ではなく社会的に、そして「旧き市民社会」がもはや機能しえないとすれば国家が担うべき課題となる。こうして国家は、国籍法を確立し、人口政策を策定し、初等教育を公的に負担し、教育体系を定め、相続法や刑法によって家庭規律に枠組みを与え、労働基準を定め、労資関係に法的に介入し、衛生、保健、社会保障立法を制定するのである。こうした諸立法は、もちろんのこと国家のパターナリズムによって自然に展開するわけではない。ある時は国家は、「営業の自由」に重きを置いて労働者を弾圧するし、労働力の保全のための労働基準をはじめとする立法は労働者の闘争なしには実現しない。だが、労働力の育成・保全に関して社会的問題が生じたときに国家が介入して問題を解決しなければならないことは確かなのである⁷⁷⁾。

市場社会の調和性の限界

市場の外から公共財が供給され、また土地と労働力が商品として市場の中に存在するとしよ

う。つまり上に見た2つの問題が解決されているとしよう。そのとき、市場社会はあたかも自律的な、国家とは無縁の社会であるかのように見えるかもしれない。国家は、せいぜい「暴力と詐欺から社会をまもる」ために必要な、つまり自然法的な商品交換世界を無法に荒らすものを抑制する消極的な権能をもったものとして存在すればよいかに見えるであろう。ヴィクトリア後期の繁栄を享受した人々が叫んだ自由放任の賛美の中には、そうした傾向が見られる。「政治哲学者は実業家のために席を譲って引退してもよくなった」というのは、実業家は、とにかく自分自身の私的利益を追求するだけで、哲学者の言う至高善 (summum bonum) を達成することができるようになった」とケインズが皮肉と慨嘆を込めて述べるような世界が到来したのである⁷⁸⁾。だが、市場社会は、それほどに予定調和的であったであろうか。

経済学の理論的課題は、大きく言えば4つあると言えるかもしれない。その第1は、経済的均衡がありうるのかという問題であり、しばしば「均衡解の存在問題」と言われている。あるモデルによって体现されている経済体系に均衡が存在しえないという結論に達した経済学者がいないわけではない。ローザ・ルクセンブルクはその代表ともいえるであろう。だが、そうした見地に立つ経済学者はごく少数であって文字通り「異端」、否、むしろ「異教徒」と言えるであろう。資本主義経済の崩壊を展望したマルクスやレーニンでさえ均衡解自体が存在することは否定しなかったのである。むしろ、マルクスやレーニンは、そうした均衡解の存在を確信していたからこそ社会主義による問題解決を提唱しえたのであった。だが、第2の均衡解が安定して存在するか否かという問題、つまり「均衡解の安定問題」から、経済学者は大きく分かれる。古典派経済学とマルクス派経済学の対立、ローザンヌ及びオーストリア学派や新古典派経

76) 現代発展途上国で生じている例でいえば、分益小作制をめぐる問題がある。分益小作制が旧来の村落共同体の中では一定の合理性をもつが、次第に商品経済の浸透とともに合理性を失う点については、速水 (1995), pp. 268-271などを参照されたい。

77) この視点は、戦後日本でなされた「社会政策論争」で、相対立した大河内一男、服部英太郎の見解を総合しうることを意味する。Taylor, op. cit. が描くように、工場立法による労働力の保全是「社会問題」化することによって、はじめて国家干渉の対象となりえた。そして、他方、労働力の保全について正統化が獲得されるためには、単に労働者階級の要求ではなく国民的要求としてそれが取り扱われる必要もあったのである。労働力の保全と育成が、市民社会の経済体系の維持の問題に属することと、それが階級闘争などによってはじめて実現しうることは決して矛盾するものではない。なお、この問題については、I-§5で述べる政治社会における「正統性」の問題に関わる。

78) Keynes, op. cit., p.275(邦訳, p.327)。

済学とケインズ派経済学の対立は、もっぱらこの第2の問題をめぐる生じた。第3の問題は、均衡解が存在し、よしんばそれが安定的であったとしても道徳的にそれを承認しうるのか否かという問題である。価値判断がここで明示的に登場することになる⁷⁹⁾。第4は、これらの理論的あるいは道徳的問題を背景に問われる「妥当な政策」あるいは「社会変革の展望」の提示である。たとえば、均衡は安定的に存在し、したがって改革の必要性はないのか、不安定であっても妥当な政策によって解決しうるのか、それとも革命を必要とするのか、経済学者は政治的選択に関わる論争に否応なしに巻き込まれる。

こうした諸問題に対する経済学者達の回答の中で注目しなければならないのは、第2の問題で安定解の存在を自己のモデルから導き出した場合にあっても、およそそれが現実的妥当性を有すると単純に経済学者達が考えてはいないことであろう。そのことは、最も美しい数理的で調和的なモデルを確立したパレートが、現実とモデルの乖離を強調して、およそ自由放任とは異なる実践的、政治的処方箋を提示したことに象徴されている。また、新古典派経済学者も、現実には「市場の失敗」が存在することを認めるのにやぶさかでないであろうし、むしろ現実の政策策定に大きな影響力をもつだけに「妥当な政策」を探るために、一般理論モデルとは異

なる諸前提をもつモデルを開発し、種々の理論分野、例えば産業組織論や公共経済学を発展させてきたのである。単純化して言えば、経済学者が「自由放任」を現実は無条件に妥当するような政治的スローガンとするような経済理論を確立したというのは正確とは言い難いのである。

そして、現実もまたそのことを示してきた。資本主義が産業革命によって確立して以来、長期にわたってそれ以前の成長を上回る経済成長を遂げたのは、19世紀の第2及び第3四半期と20世紀の第3四半期である⁸⁰⁾。この内、後者の時期は市場社会の「黄金時代」を体現するかのようと思われるが、実は絶え間ない政府の市場への介入が拡大した時期であることを忘れてはならない。アンガス・マディソンをはじめとするOECDの研究によれば、政府支出が国内総生産(GDP)に占める比率は、現在の先進国が19世紀から第1次大戦勃発前まではおよそ平均10%程度にすぎず、既に戦時経済への移行にかかっていた1938年でも30%弱であったが、戦後1950年でもその水準はあまり変化せず、その後増大し続けて1973年には37%に、さらに1992年には45.7%にまで達したのである⁸¹⁾。政府によって管理された経済、これが「黄金時代」の市場社会の姿に他ならなかった。他方、19世紀の第2、第3四半期では、政府の経済に占める比重は確かに低かったが、経済が安定して成長軌道を描いたとは到底言い難い。期間全体の成長は他の期間に比しては大きく、また安定していたと考えられるが、周知のように資本主義的市場経済特有の景気循環は、ほぼ10年毎の周期的経済恐慌をもたらしたからである。政府が市場に介入しない時代の成長は、一面では生産性や実質所得の長期的上昇によって特徴づけられるが、他方では周期的大量失業の発生、疾病や高齢化による貧困などによっても特徴づけられ

79) 経済学がアダム・スミスの道徳哲学以来、この問題を本質的に抱えていることを忘れてはならない。たとえば、ケインズのように明確に「キリンの福祉を心にかけるならば、餓死させられる首の短いキリンたちの苦痛とか、あるいは生存競争のなかで地面に落ち、踏みつけられる甘い葉のこととか、首の長いキリンたちの食べ過ぎとか、群れをなすキリンたちの温かな顔に影を落とす不安、すなわち闘争本能むきだしの食欲さの醜さとかを見過ごしてはならない」(Keynes, *op. cit.*, p.285, 邦訳, p. 286)と直接問題に触れる経済学者達が少なかったにしても、道徳的価値判断が必ず存在するからである。したがって、経済学が「非政治的モデル」に見えるという意味は、政治社会を直接必要としないという限り規定されるのであって、実はいかに「非政治的」に見える社会モデルであろうとも、政治に関わる道徳的政治哲学的問題を内包しているのである。

80) 正確な長期統計は得難いが、たとえばRostow (1978, p.67)の付表などを参照されたい。

81) Maddison, *op. cit.*, p.65.

る。そして、当時には、今日どこでも見ることのできる医療保険、失業保険、年金制度はまったく存在しなかったことを忘れてはならない。言い換えれば、絶対的に市場社会それ自体を観察するとき、市場社会としての市民社会は安定的な調和的・平和的時代をほとんど経験することとはなかったのである。

なぜそうなのかについては相異なる理論モデルに基づいて種々に語られているが、最大公約数的に述べれば、次のようになるであろう。第1に、最も市場社会が予定調和的に構成されていることを謳い上げたモデルを創造した新古典派経済学者にしても、先に述べたようにモデルを構成する要件なり前提 (assumption) が現実には存在しない場合があることは否定しない。なぜならば、そのような市場モデルでは、(1) 市場社会を構成する消費者や生産者などの経済主体がいかなる共同体的価値からも絶対的に独立して存在し、所与の経済合理性、たとえば消費者であれば効用を、生産者であれば利潤を最大化するような合理性を不断に追求し、(2) 経済主体は市場価格に対しては価格受容者 (price-taker) であるほどに無差別に小さな存在であって、労働や資本などの移動には一切障害はなく、価格を含めて公共的に情報が与えられている結果、完全競争が存在し、(3) もちろん市場は完全で普遍的であって外部経済や公共財は存在せず、凡ての財やサービスには所有権が存在し、同時に価格が与えられるとし、(4) 市場が均衡をもたらしうるように凸環境が技術や嗜好には与えられていて、収穫逓増などはないとされているのである。これらの諸前提は、数学を利用した理論的定式化を助けはするが、現実にはありえない。その結果、モデルでは想定しがたい「市場の失敗」が、正確には「市場モデルの失敗」が現実世界では生じる。市場は均衡点にとどまりはしないし、また均衡から離れたときの復元力をもたないものである。

第2に、歴史的構造に関する問題が存在する。経済学の理論モデルは、サミュエルソンのそれ

にせよマルクスのそれにせよ一個の経験科学的なモデル、つまり時間経過とともに繰り返し反復されうる普遍的現象を概念的に抽象化して扱うものとなっている。それは、価格、賃金、利子など経済現象が繰り返し大量に反復されることを反映している。経済学が他の諸社会科学と異なっていち早く自然科学 (science) と同じような意味で科学的 (scientific) な学問として社会哲学、道徳哲学、政治学から独立しえた根拠もここにある。経済学者たちは、彼らが直面した時代の支配的な事実を「様式化された事実」として理論モデルに組み込み、その分析を通じてその時代の社会に影響を与えてきたのであった。だが、このことは、他面では経済学が、殊にその理論モデルが歴史的な、つまり反復されえないような不可逆の構造的な変化に対して特有の弱点をもっていることをも意味している。何故なら、経験科学的な理論モデルは、歴史的には変化しうる構造的な諸要因をモデルの前提なり外生変数、あるいは固定係数の形で凝固させて組み込まざるをえないからである。たとえば、リカードウやマルクスの労働価値説は、生産力の変化が社会的に、しかも弾力的に生じうる生産部門である産業 (industry) を対象にしており、それゆえに社会的な供給は一定の生産力水準を表す費用に基づいて弾力的になされると前提したモデルから帰結したものであり、またかれらの所得分配論は、賃金率が「生存費賃金」などに見られるように一定水準に固定された実質賃金を意味していると前提されたモデルに基づいていたのである。また、サミュエルソンの『経済分析の基礎』やその他の新古典派のモデルが実に厳しい前提を含んでいたことは、前に指摘したことから明らかであろう。言い換えれば、歴史的変化の問題を回避して経済学の理論モデルは成立している、とも言えるのである。

ここから、経済学には、自ずと「歴史的諸問題をいかに取り扱うべきか」という課題が負わされる。だが、これまで述べたようなモデルに基礎を置く経済学が不可逆な歴史を取り扱うに

あたって多くの困難を抱えざるをえないことが明らかであろう。この問題に新しい光を投げかけているのはパシネッティである。彼は、一方で、動学(dynamics, 自然科学で言う力学系,あるいは動力学系)モデルをもって、産業構造が歴史的に変化してゆく「自然経済」のモデル化に端緒をつけつつ⁸²⁾、他方で、自然経済に対応する歴史的な選択問題である「制度問題」をモデルから切り離し、かつ「制度問題」は「自然経済」とは異なって唯一の(一意の)解しかもつというものではないことを明らかにしている⁸³⁾。これは経済学の理論モデルへの深い洞察に基づいている。だが、それでも制度学派からみればパシネッティのモデルには歴史的諸要素が含まれているということになるだろう。たとえば、賃金労働者の存在し、彼らが自由に生産諸部門間を移動するといった「産業社会」に「自然」の諸特徴がモデルには組み込まれているからである。「制度」を文化、慣習まで広く含んで理解する制度学派から見れば、パシネッティでさえ余りに理論的ということになるのかも知れない⁸⁴⁾。しかし、このことから理解しうるのは、経済学者が自己のモデルの歴史的な性格をよく認識すればするほど、歴史的変化に対して禁欲的となることである。だから、厳密に理論的に定式化する範囲を越えた歴史的予言が理論モデルから引き出されたりすると、マルクスの『資本論』のように、「科学的に厳密でない」と批判されることになるのである。別に、これは保守的経済学者の社会主義嫌いやマルクス嫌いからでたのではな

い。現に、科学的であろうとした経済学者たちはもっぱら静学的な分析の面ではマルクスを評価してきたからである。経済学者はヘーゲルの歴史哲学のような「大理論」が嫌いなのである。

経済学の特性に少し踏み込みすぎたが、このことから、経済理論が示す社会の安定性や調和性がよしんばある時代の社会の特質を組み込んだものであったとしても、理論はアインシュタイン的な時間変化あるいは歴史的な時間変化に耐えられないことが明らかとなる。歴史的な時間変化の中で生じる経済的变化については経済学者の間で十分な意見の一致がない。物理学や生物学で問題となっている「複雑系」の概念を経済社会にも適用しようとする考え方、あるいは進化論的な経済学の試みはまだ始まったばかりである。だが、少なくとも以下のようなことは言いうるであろう。市場社会に歴史的に与えられた自然条件、技術、嗜好、文化、知的水準、慣習、制度など種々のものが変化してゆくときには、モデルがパラメーター、つまり外生変数として考えたものや種々の与件が移動し、それによってある歴史的状況で市場社会は安定する傾向をもち、別の場合にはそうでないという事態が生じるということ、である。しかも、市場社会が市場社会として存在するために必要な国家をはじめとする制度的枠組み自体も市場の均衡に常に有効に作用するとは言えない。情報の不完全さや必要な手段を市場に与える際のタイム・ラグなどに加えて為政者の判断の非合理性がありうるのである。つまり「市場の失敗」と並んで「政府の失敗」もありうる。このように考えると、市場社会は歴史的に不安定になる可能性を絶えずもっているということになる。そして、このような不安定性が顕現してきたときには、そのときの歴史的諸条件に適切に対応するような市場社会の外からの作用が必要となる。言うまでもなく、その際には公共財の供給の変更や階級再編成のような国家の市場への介入の必要が生じるのである。

82) 「端緒」というのは、Pasinetti(1993)のモデルは、発展する「自然経済」の均衡条件の分析に焦点があてられている、ということに基づいている。均衡からはずれた場合に見られる真に動学的過程については、カオスや複雑系の研究がやがて道を開くことになるだろう。

83) Pasinetti(1981, 1993)。

84) 制度学派が、理論経済学に対する批判を行うこと自体はよいとしても、歴史性のみを強調してゆくときに経済社会についての理論的定式化を有効になしえないことも忘れてはならない。それ故に、制度学派の知的財産が一般性を獲得しえないでいるからである。

市場社会は富の総てを包括せず、公共財のような共同体（それは近代ではしばしばステイトとしての国家によって代表される）によって供給されなければならない富が存在する。市場社会は土地や労働といった非市場社会を通じてはじめて市場に提供されうる生産要素を基本的な契機として含み、それらが市場に提供されるに当たっては共同体による規制が必要となる。市場社会は安定を予定されたものではなく、したがって市場社会の内部要因や歴史的変化に伴って、共同体による市場社会の、あるいは市場社会と非市場社会の結合した経済社会それ自体の再編成を余儀なくされる。これらが、以上から得られる結論である。したがって、市場社会は決して自己完結的ではなく、市場社会が非市場社会と結びついてはじめて経済社会自体が存在しうること、ならびに市場社会が国家を疎外するとともに、無縁なり疎遠となるのではなくそれに相対すること、言い換えれば市場社会を中心とする経済社会は国家を必要とすること、これらが以上から明らかであろう。ところで、こうしたことが明確になるとともに、市民社会は一体どこにいったのかという問いかけが生まれてくるに違いない。すぐれて公的な、政治的な存在としての市民社会は、権力を集中・系列化した国家と市場社会とに引き裂かれてしまったのであろうか。(未完)

参考文献

<外国語文献>

- Bloch, M.(1968 [1939]), *La société féodale*, Albin Michel, Paris, (堀米庸三監訳, 封建社会, 岩波書店, 1995年).
- Braudel, F.(1979-1), *Civilisation matérielle, économie et capitalisme; XV^e-XVIII^e siècle, tom 1, Les structures du quotidien*, Armand Colin, Paris(村上光彦訳, 物質文明・経済・資本主義: 15-18世紀 I-1, 2, 日常性の構造, みすず書房, 1985年).
- (1979-2), *Civilisation matérielle, économie et capitalisme; XV^e-XVIII^e siècle, tom 2, Les jeux de l'échange*, Armand Colin, Paris (山本淳一訳, 物質文明・経済・資本主義: 15-18世紀 II-1, 2, 交換のはたらき, みすず書房, 1986-1988年).
- (1979-3), *Civilisation matérielle, économie et capitalisme; XV^e-XVIII^e siècle, tom 3, Le temps du monde*, Armand Colin, Paris (村上光彦訳, 物質文明・経済・資本主義: 15-18世紀 III-1, 世界時間, みすず書房, 1996年).
- Howard, M.(1976), *War in European History*, Oxford University Press, (奥村房夫・奥村大作訳, ヨーロッパ史と戦争, 学陽書房, 1981年).
- Keynes, J. M.(1972 [1931]), *Essays in Persuasion, in The collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol.IX, Macmillan & Cambridge University Press, Cambridge, (宮崎義一訳, ケインズ全集, 第9巻, 説得評論集, 東洋経済新報社, 1981年).
- Maitland, F. W.(1950 [1908]), *The Constitutional History of England*, Cambridge University Press, Cambridge, (小山貞夫訳, イングランド憲法史, 創文社, 1981年).
- Marshall, A.(1994 [1890]), *Principles of Economics*, 8th edition, Porcupine Press, Philadelphia, (馬場啓之助訳, 経済学原理 IV, 全4冊, 東洋経済新報社, 1967年).
- Marx, K.(1962 [1867]), *Das Kapital: Zur Kritik der politischen Ökonomie*, Erster Band in *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, Berlin, (大内兵衛・細川嘉六監訳, マルクス＝エンゲルス全集 第23巻 aおよびb, 資本論第1部, 大月書店, 1965年).
- Mill, J. S.(1909 [1848]), *Principles of Political Economy with some of their applications to social philosophy*, Longmans, Green, and Co., London, (末永茂喜訳, 経済学原理(五), 全5冊, 岩波書店(文庫), 1963年).
- Mitteis, H.(1988 [1949]), *Deutsche Rechtsgeschichte*,

18. Auflage, Verlag C. H. Beck, München, (世良晃志郎訳, ドイツ法制史概説, 創文社, 1971年).
- Olivier-Martin, Fr.(1951 [1948]), *Histoire du Droit Français des Origines à la Révolution*, Domat Montcherestien, Paris, (埴浩訳, フランス法制史概説, 創文社, 1986年).
- Pasinetti, L. L.(1981), *Structural Change and Economic Growth: A theoretical essay on the dynamics of the wealth of nations*, Cambridge University Press, Cambridge, (大塚勇一郎・渡会勝義訳, 構造変化と経済成長, 日本評論社, 1983年).
- (1993), *Structural Dynamic Economics: A theory of the economic consequences of human learning*, Cambridge University press, Cambridge.
- Pirenne, H.(1963 [1933]), *Historie économique et sociale du Moyen-Age*, Press Universitaires de France, Paris, (増田四郎・小松芳喬・高橋幸八郎・高村象平・松田智雄・五島茂訳, 中世ヨーロッパ社会経済史, 一條書店, 1956年).
- Pounds, N. J. G.(1973), *An Historical Geography of Europe 450BC-AD1330*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Rösener, W.(1994), *The Peasantry of Europe*, Blackwell, Oxford, (藤田幸一郎訳, 農民のヨーロッパ, 平凡社, 1995年).
- Rostow, W. W.(1978), *The World Economy*, Macmillan, London.
- Schumpeter, J. A.(1951 [1912]), *The Theory of Economic Development*, Harvard University, Cambridge, (塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳, 経済発展の理論, 岩波書店(文庫), 1977年).
- Smith, A.(1920 [1776]), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Methuen, London, (大内兵衛・松川七郎訳, 諸国民の富, 全2冊, 岩波書店, 1969年).
- Taylor, A. J.(1972), *Laissez-faire and State Intervention in Nineteenth-century Britain*, Macmillan, London.
- Wolin, S. S.(1960), *Politics and Vision; Continuity and Innovation in Western Political Thought*, Little Brown and Company, Boston, (尾形典男・福田歓一・半沢孝麿訳, 西欧政治思想史 IV, 全5冊, 福村出版, 1975年).
- <邦語文献>
- 佐々木隆生(1993), 『構造変化と世界経済』(村岡俊三との共編著), 藤原書店
- (1994), 『国際資本移動の政治経済学』, 藤原書店。
- 速水佑次郎(1995), 『開発経済学』, 創文社。
- 増田四郎(1994 [1978]), 『都市』, 筑摩書房(ちくま学芸文庫)
- (1974), 『西洋中世社会史研究』, 岩波書店。